

訴 状

平成26年11月5日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士

小 川 隆太郎

同

小田川 綾 音

同

高 井 信 也

同

中 島 広 勝

同

永 里 桂太郎

同

細 川 潔

同

本 田 麻奈弥

同

山 下 優 子

同

渡 邊 彰 悟



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 550万円

貼用印紙額 3万2000円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は原告に対して金550万円及びこれに対する訴状送達の日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え
- 2 訴訟費用は被告の負担とする
- 3 第1項につき仮執行宣言との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

原告は元板橋区の職員であるが、平成26年3月28日に同区から懲戒免職処分を受けているものであり、現在同処分について東京地方裁判所において取消を求めて訴訟を提起して（平成26年（行ウ）第256号）しているものである。

被告は、板橋区区議会議員であり、現在3期目であるが、会派としては日本共産党板橋区議会議員団に属し、現在同区議会議員団の幹事長を務めているものである。なお、議員として活動する際の表記は「松崎いたる」としている。

第2 原告のあゆみ

1 はじめに

原告は元板橋区の職員であった。原告は同区において昭和55年から平成26年に至るまで約34年間勤務したが、その大半をホタル飼育にかかわってきた。平成26年3月28日に同区を懲戒免職となっているが、現在東京地方裁判所においてこの懲戒免職処分の取消を求めて裁判で争っている。

ここでは、原告が行ってきた仕事と作業の内容を明らかにし、また、本件で問題となるナノ銀のことについてもその内容を明らかにする。

2 ホタル飼育について

(1) ホタル飼育に至るまで

昭和55年4月1日、原告は、板橋区に採用され、土木部公園緑地課が管理する見次公園詰所に配属され、その後昭和58年4月にこども公園に配属されて同園内に設立された淡水魚水族館の担当をするようになり、水槽内で里山の生態系を再現することに挑戦するな/ど、来館者に魚及びその生態系の魅力を伝えるための改革を実施した。

平成元年4月1日、原告は、こども動物園から温室植物園へ異動となった。

同年7月1日、土木部公園課長が原告のもとを訪れ、突如、同園でホタル飼育をするように命じた。そのときから、ホタル飼育の責任者となった。

(2) ホタル飼育の試み

原告は、ホタル飼育を開始した。当時は、ホタル飼育に関する情報が殆どなかったため、手探りでの飼育であった。

原告は、幼少時代を過ごした福島県大熊町においてゲンジホタルの卵を、板橋

区の姉妹都市であった栃木県栗山村（現日光市）においてヘイケボタルの卵を、それぞれ採取し、その採取した卵を温室植物園の湿地帯部分に置いた。すると、温室植物園の環境がホタル飼育に適した条件であったためか、平成2年の初夏にはホタルが次々と羽化し、温室植物園にホタルがいると地域住民の間で話題になるようになった。この声を受け、板橋区は、同園の特別夜間公開を行うことを決定し、「ホタルとふれあいの夕べ」と名付けられた夜間公開は、同年7月3日から9日までの5日間行われ、約3000人の見物客が訪れた。

この夜間公開が非常に好評であったことから、板橋区は原告に本格的にホタルを飼育するよう命じた。原告は、前年はホタルが生育したものの、どのように飼育をすべきか全く分かっていなかったことから、ホタル飼育について、様々な試行錯誤をおこなうようになった。原告は、自らホタル飼育のための設備を一から作成し、ホタルの成長に適した土壌も実験を重ねて開発した。また、ホタルがサナギになるため上陸する際には、土壌が湿っている必要があるため、上陸する時期になると、夜間も施設に残り、定期的に土壌にホースで水をまくなど、一日中懸命にホタル飼育に取り組む生活を送るようになった。

原告のこうした努力もあり、平成3年の初夏には、8000匹のホタルが羽化をした。そして、同年にも板橋区により第2回「ホタルふれあいの夕べ」が実施され、再び多数の区民が来園して好評を得た。この成功によって、温室植物園のホタルがさらに話題となり、原告もより一層ホタルの飼育に努力するようになった。

(3) 「温室植物園」の廃止

このように、板橋区の命で始められたホタル飼育であったが、板橋区は、平成4年1月、突然温室植物園を閉鎖すると発表した。これは、温室植物園を廃止し、マレーシアの熱帯を再現した熱帯環境植物館を新設することになったためであった。

この決定に対し、区民からはホタルを守るため、多くの反対意見が寄せられた。原告も、ホタルにあまりにも申し訳ないという気持ちから、当時の板橋区石塚輝雄区長に温室植物園を存続してもらえるよう直談判をした。板橋区石塚輝雄区長は原告の訴えに耳を傾け、他にホタルを飼育できる施設を見つけられれば、そこをホタル飼育施設として認める旨約束をした。

原告は、代替施設探しに奔走し、平成4年5月、使用されていない区の建物を見つけ、板橋区石塚輝雄区長より同建物をホタル飼育施設として使用する許可を得た。これが、現在の「板橋区ホタル生態環境館」（以下単に「ホタル館」）の原型である。

原告は、急きょ、温室植物園から代替施設へホタルの引っ越し作業に着手した。しかし、引っ越しが未了の段階で板橋区が突如解体作業を開始したため、温室植物園内に残っていたホタルの幼虫等が多数死亡する事態となった。原告は、ホタルの多数の命を奪ってしまったとの後悔の念から、よりホタル飼育への思いを強くし、さらにホタル飼育に邁進した。

(4) 「板橋区ホタル飼育施設」でのホタル飼育とその反響

原告は代替施設にホタルを移動させたものの、代替施設はぼろぼろの状態であった。そこで、原告自ら土木作業を行い、少しずつ設備を整えていった。また、原告は、ホタル飼育には自然に近い水の流れが必要と考え、板橋区と交渉し、施設内にホタルの水路「せせらぎ」をも完成させた。

同代替施設は、板橋区石塚輝雄区長により、「板橋区ホタル飼育施設」と命名された。原告は、同施設において、ホタル飼育の研究を続け、平成25年に至るまで、ホタルを累代飼育（世代交代）するという他に類を見ない成功を収めてきたのである。

板橋区は、原告が開発したホタル飼育方法を平成14年に特許申請し、平成19年1月12日、「ホタルの累代飼育システム及び方法」として特許を取得した（特許第3902476号、甲7）。

原告は、後述するように、全国各地からホタル再生の手助けをして欲しいと依頼を受けるようになり、板橋区を通じて全国のホタル再生を手がけてきた。

そして、ホタル館で毎年6・7月に行われる夜間公開では、わずか6日間の開催にもかかわらず、毎年1万人以上の来場者を集め、観る者の心を癒してきた。さらに、同施設はメディアにも多数取り上げられ、板橋区のイメージアップに貢献してきたのである。

このように、原告は、ホタルの飼育を通じて、板橋区のイメージアップと他の自治体との円満な交流に大きく貢献し、多くの来場者の心を癒やすなど板橋区に対する区民の評価ひいては社会的評価のアップに貢献し、その社会的評価を高め

てきた(甲8, 9参照)。

平成15年6月20日には、日本テレビの「ズームイン!! Super」という情報番組が、「ホテルに魅せられて」というタイトルで、ホテル館について特集した。その際、板橋区石塚輝雄区長が番組内で、「このホテルについてはね、もうどうしようもないね 阿部さんがいないと。今この施設があるおかげでね、板橋区の名前が相当響いているわけですよ。」と発言しているように(甲8)、原告の評価は板橋区長自身が認めているところでもあったのである。

そして、このようなホテル累代飼育の実績は、板橋区内にとどまらず、全国のホテルを愛する人々やホテルの生息する環境の構築に関心のある人々から注目を集めていた。ホテル館には毎年数多くの来館者があり、ホテル再生を望む自治体や地域、さらには企業も含めて毎日のように飼育の実態を視察にきていた。もちろん、ホテル館はそのようなホテルを含めた生物や環境に関心のある学生にとっても貴重な学びの場であったため、数多くのインターンシップの学生が集い、飼育の実態に触れ構築された自然環境の素晴らしさを生で学んでいったのである。もちろん、これだけの注目を浴びた施設となっていたためテレビや新聞などの様々なメディアも取り上げ、飼育の実態を放映し、記事にして報じていたのであり、まさに日本一のホテル飼育施設としての評価を確立していたのであり、その構築者がまさに原告ということだったのである。

(5) ホテル研究者としての地位の確立

① 茨城大学博士学位の取得

原告の研究は研究者の間でも話題となり、原告は茨城大学博士課程へ推薦を受けて入学することとなった。原告は、それまでの7代にわたる飼育の結果について、「水圏環境の回復に向けたホテル生態系の設計と構築(第一報、閉鎖型ミニ生態系による模擬と7世代継承の成果)」という論文を著わし(甲10の1)、そして、原告は平成17年に同大学博士学位を取得し(甲4)、卒業時には、学長賞と学部長賞をダブル受賞するという極めて珍しい高評価を受けた(学位論文名は「人の感性に共鳴するホテルの光と快適水圏環境の創成について」—甲11)。また、原告は、ホテルに関する研究により、平成16年度日本感性工学会の論文賞を受賞した(甲5)。これを受け、原告は、平成16年10月1日、板橋区石

塚輝雄区長より褒状を受けている（甲6）。（なお、「水圏環境の回復に向けたホタル生態系の設計と構築」の第2報は平成18年12月30日に発表されている。一甲10の2）。

② ホタル飼育に関連しての様々な論文

原告がこれまで書き上げてきた論文は非常に多くあるが、ホタルに関連するところでは類別すれば、⑦ ホタル飼育環境に関連する論文、④ ホタルの光に関する論文、等がある。

⑦ のホタル飼育に関連する論文としては、

- ・「水圏環境の自然回帰へ向けたホタル生態系の設計と構築 ～第一報、閉鎖型ミニ生態系による模擬と7世代継承の成果～」日本生物地理学会会報第59巻2004年12月20日 P83-91（甲10の1）
- ・「水圏環境の自然回帰へ向けたホタル生態系の設計と構築 ～第二報、ホタル飼育空間せせらぎの構築」日本生物地理学会会報第61巻2006年12月30日 P91-98（甲10の2）
- ・「多機能バイオ用土を用いたホタル飼育と環境の改善」第10回エコテクノロジーに関するアジア国際シンポジウム（甲23）
- ・「環境保全へ向けたせせらぎ空間へのホタル生態系接続と14世代継承の成果」全国魚道実践研究会議2003in岐阜 論文集(2003-10)（甲24）

等がある。

これらの論文において原告は「ホタルが生息し続ける上での必要十分条件、最適な水環境、土壌環境、温熱環境及び動植物群との共生関係」について、ホタル館での累代の飼育の中での豊富な経験に基づいて実証的に確立したホタル生息のための環境を論じている。まさに、ホタル館は、このような実証的に確立された方法論の実践の場でもあり、ホタル館での飼育なしにこのような論文は到底仕上げられないことは自明である。

④ ホタルの光に関する論文としては、

- ・「ホタルの光と人の感性について—生物情報に基づいた光音相互変換システムの開発と福祉応用— 2005年11月 日本感性工学会 第6巻1号（通算13号） P61-71（甲25）

- ・「ゲンジボタルの発光パターンに及ぼす温度環境の影響 ～地理的偏差による2型分布に対する考察として～」 日本生物地理学会会報第59巻2004年12月20日 P-75-81 (甲26)
 - ・『ホタルの光と人の感性について「感性情報計測と福祉応用」』 感性工学研究論文集 Vol.3No.2, pp.41-50(2003) (甲27)
 - ・『ホタルの光と人の感性について「発光現象のゆらぎ特性」』 感性工学研究論文集 Vol.No.1, pp.35-44(2003) (甲28)
 - ・「癒し空間創造へ向けたホタルの感性情報計測と福祉応用」(招待講演) 癒しの環境研究会、癒しの環境、Vol.7, No.3, p.30 (2002-8)
- 等がある。

これらのホタルの発光に関する詳細な論文は、『日本人の心を魅了している昆虫 “ホタル” (ホタルの光やその生態系としての水圏環境) を「癒し」の一つとして取り上げ、それが人々の心にどのような効果を及ぼすのかについて、その光の不思議と人の感性について実験的な検討』をし、「ホタルの光と人の感性について発光現象のゆらぎ特性が人に与える影響について」考察等をしているものである。まさにホタル館での累代飼育の中で、毎年の夜間鑑賞会において多くの区民等を癒し続けてきたホタルの光が基本になっていることは言うまでもなく、また、これらの論文も⑦同様に膨大な記録と実証に基づいて構築された知見ということができる。

(6) ナノ銀の使用

ここまで述べてきたように、原告はホタルの累代飼育を成し遂げてきたものであるが、平成16年8月にホタルの卵にカビが生えてしまうという事態が起こり(甲13)、このカビ対策のための方策を必要としていたところ、ナノ銀の使用を奨められ、実際にナノ銀を使用してみたところ、カビを除去する上で大きな効力を発揮したため、その後も除菌等のためにナノ銀を上記の「ホタルの累代飼育システム及び方法」に取り込むようになった。この使用によって原告の累代飼育がより確実なものとなっていった。

ナノ銀はもともと抗菌作用があるものと認識されており、原告は平成16年の

上記出来事の以後、ナノ銀を石及び土等に担持して、これによって水をろ過することで、カビの発生のない環境の確立を可能とした。

(7) 原告のホタル再生支援の実績

原告は、平成3年以降、地方自治体、企業や個人からホタル再生について相談を受けて協力を求められると、板橋区の下承を得て、板橋区から現地に職員として派遣されて、ホタル再生の技術指導を行ってきた。

平成3年から平成24年までの22年の間に、原告がホタル再生の相談を受けて実際に技術指導を行い、生態水槽又は水路制作に携わった場所は、130カ所以上にも上る。これは、実際にホタル再生支援を実現した件数であるが、ホタル再生の実施にまで至らなかった相談や問い合わせを含めれば、毎年約300件以上の相談や問い合わせを受けていた。

3 ナノ銀の効能のさらなる展開

(1) はじめに

このように、ホタル飼育にナノ銀を使用している中で、平成23年3月の東日本大震災が起きた。

母親が福島県大熊町の出身でもある原告にとって、放射性物質による汚染の問題は他人ごとではなかった。

そんな中で、ナノ銀担持物質（例えば御影石）をとおして菌が除去できるのであれば、放射性物質にも効力があるのではないかという助言があり、ホタル館周辺の高濃度の汚染土や汚染水を使った除染実験に着手してみた。

そうしたところ、放射性物質のレベルが下がることが確認されたため、原告はこの結果が本当ならば、進行する放射性物質による汚染とその被害を少しでも回避することができるのではないかと考えて真剣にこの効能についての検討を重ねていった。

(2) 実証実験の継続とその主な経過

① 平成23年12月10日の福島県郡山市の保育園での実証実験

原告は本格的な実証実験を郡山市の保育園において行った。

園舎を洗浄して得た汚染水（初期数値 32100 ベクレル）を使つての実証実験であった。

ナノ純銀担持骨炭＋ナノ純銀担持白御影石を濾材として使用して汚染水を

4回濾過すると、その値は82ベクレルに低減した。

② 同年12月23日には千葉県ホットスポット土壌での実証実験

名を公表しないことを条件に実証実験に協力してくれた千葉県所在のある市の小学校の校庭の側溝から採取した汚染土（初期数値99200ベクレル）にナノ純銀担持コラーゲン溶液+ナノ純銀担持骨炭を混ぜ、約1カ月経過後に測定したところ4900ベクレルに低減した。

③ 平成24年3月5日の郡山市内での実証実験（甲14）

この日、郡山市内で本格的実証実験を行う予定であったが、豪雪で同市内の建設協会内会議室において臨時に汚染土（初期数値0.48 μ Sv/h）に対するナノ純銀担持コラーゲン溶液散布時の放射能低減実験を行った。瞬時に0.40 μ Sv/hへの低減が見られた。実証実験に岩崎信氏（東北工業大学、以下単に「岩崎氏」という）も立会い、実際に低減の効果を確認し、ここから岩崎氏もこの低減の検証に参加することになる。

④ 平成24年3月28日 柏市での実証実験（甲15）

柏市から板橋区のエコポリスセンターに連絡があり、同市においてナノ銀を使つての放射性物質の低減の実験をしたいとの依頼があり、当時の佐藤所長から休暇をとって行くようにとの指示を受けて同日柏市南部クリーンセンターでの実証実験を行った。

同市南部クリーンセンターに保存されていた高濃度セシウムを含む焼却灰を更に2次処理した焼却灰（初期数値56000Bq/kg）にナノ純銀担持コラーゲン溶液+ナノ純銀担持骨炭を混ぜ、6日後に数値を測定したところ23700Bq/kgに低減した。柏市側からは科学者の立ち会い要請があり、岩崎氏が立ち会った。

⑤ 24年5月11日、ホテル生態環境館でのこと（甲16及び17）

「福島県大熊町の町長と議長の一行が、板橋区を訪れ、大熊町を故郷にもつゲンジボタルが飼育されている板橋区ホテル生態環境館（板橋区高島平四丁目21番1号）を見学」した（甲16）。板橋区側では坂本板橋区長、大迫部長が対応した。

そして、この際、以前からナノ銀による放射性物質の低減効果について関心を持っていた大熊町長らは、坂本板橋区長同席のもと、ホテル生態環境館学習

室で、原告による簡易な実験を観察し（甲17）、実際に低減の効果があることをみて、大熊町での実証実験を要請された。

⑥ 大熊町での実証実験の実施

ア 24年9月19日

原告は、渡辺大熊町長、同町議会千葉議長等の要請によって、同町の元県水産種苗研究所周辺地で実証実験を実施した。実施場所の空間線量は $30\mu\text{Sv/h}$ を超えており、実験は津波で流された跡地コンクリートに2重の鉛遮蔽を施し、空間線量を計測したところ、その平均値は $7.38\pm 0.12\mu\text{Sv/h}$ であった。同箇所にナノ純銀を担持したコラーゲン溶液をふりかけ、直後に計測したところ、平均値は $6.91\pm 0.12\mu\text{Sv/h}$ であった。この実験にも岩崎博士が確認にあたり、立ち会い者として大熊町職員及び報道関係者も参加した。

イ 平成24年12月25日（甲18）

大熊町での試験はその後も継続され、平成24年12月25日にも大熊町の墓地において実験が行われた。

このときには、一軒の墓地の組石（ $10\text{cm}\times 10\text{cm}$ ）の放射線量を測定した後、同じ組石にナノ純銀を散布し、放射線量を比較した。結果は、ナノ純銀を散布した組石（ $273.3\mu\text{Sv}$ ）と散布していない組石（ $374\mu\text{Sv}$ ）を比較すると、 $101.7\mu\text{Sv}$ の減少が見られ、ナノ純銀の効果認めるといふものであった。

ウ 平成25年3月11日（甲18）

さらに平成25年3月11日の大震災から2年目の日に慰霊を兼ねて、再度イと同じ大熊町内の墓地において実態調査及び除染テストを行った。調査・テストの結果、「その効果は持続的であり、ナノ純銀を施した箇所といない箇所と比べ時間経過とともに同じになることはなく、常に施した箇所が低いことが分かった。…ナノ純銀による除染は効果があり、持続的である」とされた。

(3) 研究成果の発表

上記のような検証を重ねるとともに、東北工業大学共通教育センターの岩崎信氏の協力も得て研究成果を積み上げていった。

① 平成25年2月の発表（甲19）

平成25年（2013年）2月5日から7日にかけての、高エネルギー加

速器研究機構放射線科学センター・応用物理学会放射線部会・電気学会原子力技術委員会共催の研究会「放射線検出器とその応用」(第27回)において、原告は岩崎氏らとともに「ナノスケール純銀担持体の放射性セシウム減弱効果の検証測定」を発表している。

「飲料水浄化やホテル育成環境改善に有効なナノスケール(4~5nm)純銀(ナノ銀)担持体(骨炭+白御影石)が、福島県を中心に降下残留している放射性セシウムの減弱効果も有するとの実地試験の示唆(仮説)を受け、実験室レベルで調べてきている。家屋除染水にナノ純銀担持骨炭あるいは同白御影石、土壌にはナノ銀担持コラーゲン液の組み合わせで、U9容器に試料(一部は密封)を作り、CsI(Tl)検出器+512ch.MCAで対照試料なども組み合わせながら、試料内の不均一(偏在)、試料自己遮へい、揮発等の影響を極力小さくする試料検体準備、測定幾何配置等に注意を払い、残留放射能 γ 線スペクトルを長期にわたり測定し、これらの不確かさの大きさにも注意を払いながら分析し、ほぼ“半減期”が約1~2カ月程度の減弱効果が存在するとの結論を得つつある。途上だが現状報告する」とあり、まとめとして、各試料における減弱効果が「担持しているナノ銀の働きによると判断する。今後も再現性を含め検証を継続する」としている。

② 平成26年1月の発表(甲20)

また、原告は、平成26年(2014年)1月30日、上記研究会28回において、「4-5nm 粒径銀粒子による土壌中セシウム放射線低減現象—初期の線量計測定データを中心に—」を続けて発表した。

この報告の中心は、第27回の研究会における上記①報告に続いて、「現象発見直後の初期段階の阿部らによる3種土壌についての系統的線量計のデータ群とその数値の信頼度に関するものである。すなわち2011年5月から11月に掛けて、ホテル館周辺と福島の3土壌について、毎日測定して得た線量計数値が、おおよそ指数関数的な減衰傾向を示しており、未解明の低減効果メカニズムの解明に資する貴重なものとする」というものである。

そして、「本未知現象のメカニズムについては γ 線計測実験だけでは不明であるが、現在の所、他分野の情報も加味すると、近年多くの実験データを示しつ

つある“低エネルギー核反応” LENR¹が有力と捉えている。特にナノスケール金属表面構造が関係している共通点や、一次化学反応的な指数関数減衰、核種低減率の質量数依存性が小さいことなどが LENR ではないかと判断する材料であると論じている。

③ 平成26年7月の発表（甲21及び同22）

さらに平成26年（2014年）7月には日本アイソトープ協会主催の第51回アイソトープ・放射線研究発表会において、上記同様岩崎信氏らとともに「4.5nm 銀粒子の土壤中の¹³⁴Cs と¹³⁷Cs および加理肥料中の⁴⁰K 放射能低減効果」を発表している。

ここでは、「目下対象の中心を NORM である⁴⁰Kに移し、2013年2月から加理肥料を用いて一年間試行的な実験をしてきており、その肯定的な暫定結果を報告する」とし、結論として「4.5nm 銀粒子は⁴⁰K 放射能の低減効果も有するという仮説が設定できる」と公表している。

確かに、これらのナノ銀による放射性物質の減弱効果についてはいまだ定説に至ってはいないものの、原告は福島現状を憂い、低減効果の検証とこれによる放射性物質の真の除染・消去に向けて客観的な知見の確立に向けた弛まぬ努力を真摯に続け、専門家の協力も得てその科学的な基礎を構築しつつあり、その過程の真ただ中にあるのである。

第3 ナノ銀に関する名誉棄損行為

*被告による行為の主な媒体となっているソーシャル・ネットワーキングサービス（以下 SNS という）に関する用語については別紙において用語の説明をする。

1 被告による SNS における発言内容

被告は自身の Facebook（フェイスブック）（以下「FB」という。）等において、以下のような発言を行った。

① 平成26年5月19日 FB（甲1・41頁）

『いまだに、こんなバカげたインチキを信じて拵げようとする行為は「犯罪的」です。』

¹ Low Energy Nuclear Reactions=低エネルギー核反応のことである。

「施設の裏の土を持ってきて計測します。ヨウ素131とセシウム134、137を合わせると3.25マイクロシーベルトもありました」など阿部宣男氏は著書で書いていますが、区立小学校の隣接地である（ホタル飼育）「施設」でそんな高い線量が計測された事実はありません。核種を峻別できる機器はホタル館にも板橋区にもありません。

高線量で汚染されていたが、ナノ銀溶液をまいたら線量が下がったなどというウソをふりまくのはやめてほしい。』

② 平成26年5月20日 FB（同頁）

『追試するにも、まともな実験自体されていない。ホタル館は放射線を扱える施設でもない。ナノ銀が「世紀の大発見」などというのは詐欺に等しい。

西ヶ谷さん、「ナノ銀除染」あるいは「ナノ銀で放射線低減」は、科学的根拠がないにも関わらず、「ナノ銀溶液」「ナノ銀担持骨炭」などとして商品化され、販売されるなど、「実害」もすでに出ています。「板橋区のホタル館が開発」などと区の信用が宣伝にも使われています。こうした詐欺的商法の拡大を食い止めることは、区議会議員としての責務のひとつです。西ヶ谷さんもインチキ科学、インチキ商法の被害者を増やさないようにご協力をお願いします。』（同43頁）。

③ 平成26年6月6日

また、被告は、区議会本会議の一般質問においても、以下のような発言を行った。その内容はブログにおいて以下のとおり紹介されている（甲3・8頁）。

『2012年6月、いわき市でのホタル放流（ふくしま復興ホタルプロジェクト）は、福島県と大熊町からそれぞれ100万円づつの助成金が出ていますが、これは元職員（代理人注：原告）が「ホタルは0.5マイクロシーベルトの放射線で光らなくなる自然のガイガーカウンター」と吹聴したことがきっかけでした。しかしこれも、まともな実験もなく証拠写真もねつ造されたものでした。

さらに福島原発事故直後から「ナノ銀で除染ができる、放射線を低減できる」などと主張していますが、ホタル館で放射性物質を扱うこと自体違法であり、実験など不可能です。これも分子レベルと原子レベルをごっちゃにした非科学的な妄言です。

これほどの虚言を繰り返してきた人物が、ホタル飼育についてだけはホントなどとは疑わしいは当然であり、だからこそ、徹底的に調査をつくすべきで

す。』

④ 平成26年7月28日FB (甲1・20頁)

『福島原発の汚染水対策について学ぶ。問題の深刻さを理解するにつれ、「ナノ銀で放射能を低減する」というデタラメなたわ言の罪深さを痛感しています。』

⑤ 平成26年8月8日FB (同13頁)

『こんなデタラメを「科学」と呼ばせない。銀をまいただけで放射性物質の「エネルギー変換」なんてことが起きたら、物理の法則はメチャクチャだということです。』

これに対して浅学俊郎氏 (以下単に「浅学」氏という) が既述の平成26年7月のアイソトープ・放射線研究発表会での報告がなされたことにも触れ、非常に重要な結果であるとの考えのもとに『常識外れであっても、実験によってその不思議な現象を解明しようと努力するのは間違いなく「科学」の姿勢』だと指摘したことに対して、被告は

「ナノ銀による放射能除染をすでに商品化していること自体が、すでにインチキなのです。」 (同14頁) と述べ、

これに、浅学氏が『「私には、この実験結果は信じられない」と主張する事と「これはインチキだ、デタラメだ」と主張する事の間には大きな差』があると指摘しつつ「この実験結果はいずれ追試されていくだろう」と述べたことに対して、被告は

『バカげたインチキの「追試」など、時間とお金の無駄遣いだけでなく、放射能に不安を感じている人たちを惑わすだけです。』 (同15頁) と断じたのである。

さらに、被告は、その他にも、FB (甲1)・ツイッター (甲2)・ブログ (甲3) (正確にはSNSにおけるブログ機能) 等で、原告による「ナノ銀で放射能除染ができる」との主張について、「トンデモ」「いかがわしい」「非科学的な妄言」「ニセ科学」「でっちあげ」という評価を行っている (別紙名誉棄損行為等一覧表参照)。

2 摘示された事実

被告は、上記①～⑤、及びその他のSNSにおいて、原告による「ナノ銀 (1

0ナノメートル程度からそれ以下の粒子径の銀)による放射線の低減」という主張が、「バカげた」、「インチキ」、「詐欺」、「非科学的・ニセ科学」、「トンデモ」「いかがわしい」、「たわ言」、「でっちあげ」であるという事実を摘示している。また、被告は、原告自身に関しても、(原告の主張を拡げる行為が)「犯罪的」な行為である、(原告が主張することが)ウソをふりまく行為である、原告が実験もせずに証拠をねつ造している、原告が虚言を繰り返しているという事実を指摘している。

3 社会的評価の低下

(1) 被告の個々の発言の具体的な意味

「トンデモ」とは「非常識な」、「詐欺」とは「わざとうそをついて、他の人に損害を与えること」、「インチキ」とは「不正、ごまかし」、いかがわしいとは「(ほんとうかどうか)うたがわしい」、「ニセ」科学とは「本物だと偽った」科学、「でっちあげ」とは「実際にはないことを、あるように作りあげる」ということを意味する。

また、「ねつ造」とは「ほんとうではないことをあるようにいつわってつくること」、虚言とは「うそ」、「犯罪」とは「法律に背く行い」を指す。

(2) ナノ銀について

ナノ銀とは、10ナノメートル程度からそれ以下の粒子径の銀のことである。

ナノ銀に抗菌作用があるものと認識されていたことから、原告は、ナノ銀を石及び土等に担持することによって水をろ過し、カビの発生のない環境を確立させ、ホテルの累代飼育に活用していた。

そればかりでなく、原告がナノ銀をホテル館周辺の高濃度の汚染土や汚染水の除染実験に使用してみたところ放射性物質のレベルが下がることが確認されたので、原告は、ナノ銀による放射能の低減効果についての検討を重ねることとした。

そして、原告は、第2で述べたとおり、様々な機会に公共団体等と協力しながら実証実験を積み重ね、平成25年(2013年)2月5日から7日にかけての、応用物理学会放射線部会・電気学会原子力技術委員会の研究会「放射線検出器とその応用」(第27回)、平成26年(2014年)1月30日の同研究会2

8回、及び平成26年（2014年）7月には日本アイソトープ協会主催の第51回アイソトープ・放射線研究発表会において、上記検討に基づき、各々ナノ銀によって放射線が低減したという実験結果を発表している。

ナノ銀による放射性物質の減弱効果についてはいまだ定説に至ってはいないものの、原告は、実際に実験を行った結果、ナノ銀による放射性物質の減弱効果を客観的に確認し、さらに各研究会において、当該効果を発表しているのである。

(3) 原告の身分・地位

原告は、板橋区における（元）職員（地方公務員）であり、また、先述のようにホテルの飼育に於いては第一人者であり、さらに、茨城大学博士課程において理学博士学位も取得している。

(4) 原告の社会的評価の低下

かかる原告について、原告の「ナノ銀により放射線の低減」という主張について、非常識であり、わざと嘘をついて（損害を与えようとして）いる、不正である、うたがわしい、本物だと偽っている、及び実際でないことをあると知っているなどと評価することは、（元）公務員かつホテル飼育の第一人者かつ理学博士である原告の社会的評価を低下させるものである。特に、定説がなく、かつ、実際の実験により結果が発生し研究会でも発表された、ナノ銀による放射線の低減という事柄に関して、これを非常識等と評価することは、尚更原告の社会的評価を低下させているものといえよう。被告の表現は、上記のとおり浅学氏がいみじくも述べているとおりの「実験結果は信じられない」と主張する事と「これはインチキだ、デタラメだ」と主張する事の間には質的な違いがあつて、明らかに被告の表現はまさに社会的信用を失墜させるためのものといふ言いがたい。

また、原告について、原告が「ナノ銀により放射線の低減」ということを世に広げようとする行為に対しても、被告は、ほんとうはないことをあるようにいつわってついたり、うそであると言ったり、法律に背く行為であるということは、

（元）公務員かつホテル飼育の第一人者かつ理学博士である原告の社会的評価を低下させるものである。

さらに、原告の行為をもって「犯罪行為」とか「詐欺」などと指摘することは、刑法における詐欺罪が10年以下の懲役刑であることに鑑みると、法律（条例）の執行者である地方公務員である原告にとって、社会的評価が大きく低下するこ

とは明らかであろう。

第4 ホタルの累代飼育について

1 被告の発言について

被告は、インターネット上等において、ホタルの累代飼育に関連して以下のような発言を行った。

(1) 平成26年5月16日 FB (甲1・54頁)

被告は、同月15日、自身のFBにおいて、「板橋区ホタル生態環境館(旧・ホタル飼育施設)の元職員(ホタル博士)がかかわった他団体のホタル再生事業など。」という文章から始まる記事(以下、本項において「本件記事1(本文)」という。)を投稿した。

訴外西川勉氏が、同月16日午前0時46分、本件記事に対し、「松崎議員さん、わかりやすい、簡潔な説明をお願いします。」というコメントを投稿したところ、被告は、同日午後3時、訴外西川勉氏の上記コメントに返答する形で、本件記事に対し、『西川さん、一言でいえば「ホタル飼育はウソだった」ということです。その証拠固めをしているのが現状です。』とのコメント(以下、本項において「本件記事1(コメント)」という。)を投稿した(甲1・56頁)。

なお、本件記事1と同様の内容はTwitterにおいても、「最大の問題はホタル飼育の実績が偽装されたものだったということです。」(甲2・4頁)「残念なのはホタル累代飼育が偽装だったことです。」(同頁)と投稿されている。

(2) 平成26年6月11日のブログにおける被告の発言内容(甲3・8頁)

被告は、同日、自身のブログ「板橋区のいたる所にいたるがいたよ～松崎いたるの日々雑感」において、自身の同月6日に行われた板橋区議会本会議での一般質問での質問を引用し、以下のとおりの文章を投稿した。

『Q 「持ち込み」について、「むし企画」ルート、「神社」ルートを含め、調査をすすめていただきたいのですが、いかがですか？

懲戒免職された元職員は、これまでも多くのウソを言ってきました。

クロマルハナバチのフェロモンに抗菌作用があり、ホタルと共生関係があるとの話には、何の学術的根拠もありません。』(以下、「本件記事2」という。)

(3) 平成26年6月7日 Twitter(甲2・3頁)

被告は、同日、「@konamih」というアカウントの「こなみひでお」という人

物が投稿した「阿部宣男氏の博士論文を下敷きにした著書はヤフオクで100円ぐらいで買って読んでみたけど、あまりのひどさに、こんな人と自分が同じ理学博士なのかがっかり来たもんだ。」という文章に対し、リツイートする形で、「指導教授はホテルのせせらぎづくりをする会社を設立し、阿部氏がその会社に利益供与していました」と発言した。

さらに、被告は、上記の被告のリツイートに対し、「こなみひでお」という人物が「なるほど、稲垣輝美氏ですね。よくわかりました。」というさらなるリツイートについて、特にコメントは付さずにリツイートし、被告自身の発言も含めて上記の一連の発言を発信した（以下、一連の発言を「本件記事3」という。）

(4) 平成26年7月19日 FB（甲1・26及び27頁）

被告は、同日、FBにおいて、『私は、最初からホテル館のせせらぎでは人工飼育していなかったという立場ですので、「殺された」と主張している人たちが立証すべきことだと思います。現時点で明らかになっている事実は、2万匹を成虫にするような飼育実態はなかったことを示唆しています。』（26頁）及び「責任は2万匹と虚偽の報告をしてきた飼育担当者の阿部宣男氏にあります。」（27頁）と発言した（以下、「本件記事4」という。）。

(5) 区民環境委員会での発言

平成26年8月19日、板橋区の区民環境委員会において被告は次のような質問を展開している。

○松崎いたる

「私は、このホテル館を閉じる、閉じないっていう話をして、あるいはどこそこに引き継げるとか何とか、技術、特許の話も出ましたけど、全部が全部、検証しなきゃいけない対象だと思います。25年間の累代飼育が本当にあったのかどうかというところからして、阿部宣男さん元職員しかこのことを言っていないで、我々はその人が言っていることが本当だと思って、25年間来ちゃったっていうのが事実ですよ。（「だまされたんだ」と言う人あり）

だまされたんです、本当。そういった、だまされたまま、そのだまされたっ

てことを区民にも言わないまま、だまされたってことを隠して、ホテル館はよかったね、皆さんに喜んでいただいたね、思い出も残しましょうねっていうことをやるっていうのは、とんでもない不届きだと思うんですよ。二重、三重に区民をだます結果になる。(以下「議会発言」という)

2 被告の発言により摘示された事実について

(1) 被告の発言の対象者について

この点、板橋区ホテル生態環境館の元職員というのは原告1人のみであり、かつ、被告がホテル博士との注釈を付していることからすれば、本件記事1及び2が原告及び板橋区ホテル生態環境館に関するものであることは明らかである。

さらに、本件記事3においては、「こなみひでお」氏が原告のフルネームを明示している発言に対して、被告も「阿部氏」として原告の姓に言及していることから、本件記事3もまた、原告に関するものであるほか、本件記事4においても、責任の所在が原告にあると明示的に断定していることから、これについても同じく原告にかかる発言であることが明らかである。

(2) 被告の発言により摘示された事実について

ア 本件記事1について

被告が本件記事1(コメント)の中で「ホテル飼育はウソだった」と明言していることから、被告は、原告が板橋区ホテル生態環境館において行っていたホテル飼育について、「ウソだった」すなわち板橋区ホテル生態環境館においてはホテルの飼育が行われていなかったという事実を摘示したものである。

イ 本件記事2について

被告は、本件記事2において、「懲戒免職された元職員は、これまでも多くのウソを言ってき」たこと及び「クロマルハナバチのフェロモンに抗菌作用があり、ホテルと共生関係があるとの話には、何の学術的根拠も」ないとの事実を摘示したものである。

ウ 本件記事3について

被告は、本件記事3において、「指導教授はホテルのせせらぎづくりをする会社を設立し、阿部氏がその会社に利益供与してい」たとの事実を摘示したも

のである。

エ 本件記事4について

被告は、本件記事4において、原告がホタル館のせせらぎにおいてホタルを人工飼育していなかったとの事実及び、ホタル館でホタル2万匹が生息しているという原告の報告が虚偽であるとの事実を摘示したものである。

オ 議会発言について

「25年間の累代飼育が本当にあったのか」という発言に続いて「だまされたんです、本当。」と述べており、累代飼育の事実はなかったという事実を摘示していることになる。

3 被告により摘示された事実が原告の社会的評価を低下させたこと

被告は、本件記事1ないし4及び議会発言において上記事実を摘示することにより、板橋区ホタル生態環境館における原告によるホタルの累代飼育が偽装であったという評価を与えた。

原告は、先述のとおり、ホタル飼育における第一人者である。また、ホタル飼育を通じての専門的な知見を認められて学位を取得し、そのホタル専門家としての地位は不動のものとなっていた。それ故に、多くのメディアが原告を日本一のホタル専門家として遇してきたのであるし、全国各地そして韓国からもホタル再生事業の依頼を受けてその再生を実践し実現してきたのである。

それにもかかわらず、原告によるホタル飼育について「ウソ」である、「何の学術的根拠も」ない、「人工飼育していなかった」と言うことは、原告の品性及び信用を失墜させ、もって、原告の社会的評価を低下させるものである。

さらに、原告が「これまでも多くのウソを言ってきた」という発言は、長年公務員として板橋区に勤務し、誠実に職務を遂行してきた原告について、社会的な信用を失墜させ、もって、原告の社会的評価を低下させるものである。

ここでは特に次の2点を付加しておく。一つはこれまでに被告がホタル館を視察したことの無いという事実であり、そして後述の平成26年7月15日のことである。

まず、被告はホタル館を訪れて実際に飼育の状況を視察したり、夜間鑑賞会を観たという事実もみられない。議員が視察していれば、ホタル館に記録として残って

いるのが通常であるが、原告は一度も被告によるホタル館訪問を受けたことがない。このようにホタル館の実態をみたこともない被告が原告の創り上げてきたホタル館の生育環境や実際の幼虫もみたこともないままに今回の発言に至っていることは到底許されることではない。被告の様々な発言にはホタル飼育の実態を理解していないものがあまりにも多すぎる。

また、後述のとおり、原告は代理人渡邊彰悟とともに平成26年7月15日に代理人事務所で被告と面談してホタルの飼育の状況や、ホタル館においてどのような環境でホタルが飼育されていたかについての説明を受けた後にも本件記事4のような発言を繰り返しているものであり、その発言は以前に比べても一層悪質と言わざるを得ない。

第5 「不正」に類する事実指摘による名誉棄損

以上ナノ銀や飼育偽装の事実の指摘のほか、被告は、原告の行為に不正があるととして次のようなことを述べている。

(1) 「不正」に関連する事実の指摘

ア 平成26年4月4日 FB (甲1・104頁)

被告は同日FBにおいて以下のとおり投稿した。

『板橋区を懲戒免職されたホタル博士・阿部宣男さんが、「処分は不当」と訴えた記者会見でマスコミに配布した資料を見て驚きました。これでは、「無実の証拠」どころか「犯罪の証拠」です。能登町の公社との契約に「板橋区ホタル生態環境館館長」として捺印していますが、「館長」は単なる通称にすぎず、板橋区にはホタル館「館長」というポストは存在しません。また阿部さんには板橋区を代表して他団体と契約できる権限はありません。館長でもないのに「館長」と偽って契約したのはまるで、詐欺です。』

イ 同年4月19日 FB (甲1・89頁)

被告は同日FBにおいて以下のとおり投稿した。

「区民をだまし、特定業者に便宜供与し、不正を行った公務員は弱者ではありません」

ウ 同年5月15日 FB (甲1・54頁)

被告は同日FBにおいて以下のとおり事実を指摘した。

「板橋区ホタル生態環境館（旧・ホタル飼育施設）の元飼育職員（ホタル博士）がかかわった他団体のホタル再生事業など。いずれも板橋区は公認しておらず、元職員の独断によるもの。」

エ 同年6月9日 FB（甲35頁）

被告は同日FBにおいて以下のとおり事実を指摘した。

『板橋区の下職員の阿部宣男さんが、懲戒免職処分を不服として区長を提訴しました。元職員の会見を報じた新聞には「訴状では『区の決定を受けずに業者とクロマルハナバチの飼育で業務提携した』とする区の処分理由について、この業者の設立は2010年夏で、阿部さんが業者と契約書を結んだと区が説明する09年7月にはこの業者は存在しない、などと主張した」（朝日新聞6月6日）と書かれています。しかし、09（平成21）年7月の契約書は、阿部さんが示したもので、阿部さんも3月の会見でマスコミに配布した資料です。「09年7月に業者は存在しない」というなら、阿部さんが能登町を欺き、契約書の日付を偽装したことも疑われます。もともと、この業者には法人として実態がないので、設立日などは、どうにでも主張できます。』

(2) 摘示された事実について

被告は、原告があたかも詐欺や公文書偽造などの行為を行ったかのように指摘し、原告が犯罪行為を行った反社会的人物であるかのような評価を与え、或いは原告が、区の業務命令に基づかず、独自の行為を行い、あたかも権限外行為をしたかのような評価原告の品性、信用を失墜させるものである。以下個別に論じる。

ア 平成26年4月4日に摘示された事実

被告は、原告が懲戒処分を受けた後の4月3日に記者会見において配布された資料をもって「犯罪の証拠」であるとし、通称である「館長」を用いて文書に捺印するのは「まるで詐欺」と指摘する。

イ 同年4月19日

特定業者に便宜を供与し不正を行っているとは指摘している。

ウ 同年5月15日

原告がかかわった板橋区による他団体でのホタル再生事業を原告の独断によるものと指摘している。

エ 同年6月9日

平成21年7月の能登町の事業に関連した作成された契約書について、原告が日付を偽装し、能登町を欺いているという疑いがあると指摘している。

(3) 以上の事実の摘示が名誉棄損行為に該当すること

被告は原告があたかも詐欺や公文書偽造などの行為を行ったかのように指摘し、原告が犯罪行為を行った反社会的人物であるかのような評価を加え、或いは原告が区の業務命令に基づかず、独自の行為を行い、あたかも権限外行為をしているかのように指摘することで、原告の品性・社会的信用を失墜せしめているのである。

以下個別に論ずる。

ア 平成26年4月4日

被告は原告が4月4日に行った記者会見で配布した資料をもって「犯罪の証拠」とし「まるで、詐欺」と指摘するのであるが、かかる文書の文案を作成しているのが能登町であるという前提を無視し、このような能登町との間で作成された文書に関する説明を十分に理解しないまま、一方的に「犯罪の証拠」とし、「詐欺」と評しているのであって、根拠を欠いた一方的な思い込みによって原告をあたかも犯罪行為を行った反社会的人物であるかのような評価を与えているものである。

イ 同年4月19日の事実の指摘について

ここでも被告は原告のことを「区民をだまし、特定業者に便宜供与し、不正を行った公務員」としているものであり、これまた原告がおこなってきたホテル再生事業の実態を認識・理解することなく一方的に決めつけて原告が不正行為を行う公務員であるという印象を与える表現であり、明らかに原告の品性、信用を失墜させるものである。

ウ 同年5月15日の事実の指摘について

ホテル再生事業について、原告はすべて板橋区の了解を踏まえて実施してきたものであり、被告の指摘は、そのすべての原告の職務遂行を「元職員の独断によるもの」と一刀両断に切り捨てる表現である。かかる事実の指摘は、原告が、区の業務命令に基づかず、独断で仕事を遂行し、あたかも権限外行為をしたかのように評価するものであって、原告の公務員としての品性や信用性を貶めるものである。

エ 同年6月9日の事実の指摘について

ここでは被告は「09（平成21）年7月の契約書」を取り上げて、「09年7月に業者は存在しない」とし、それ故に、原告が能登町を欺き、契約書の日付を偽装したことが疑われるというのである。しかし、そもそも原告は当該書類について能登町からの依頼を受けてその日付の文書を作成したということを説明しているのであって、能登町を欺くという事態は起こりえないし、「偽装」という問題も起こりえない。文書に関する事実関係を十分に認識・把握することなく、一方的に「欺く」「偽装」等の表現を用いることによって、原告の品性、信用を失墜させるものである。

第6 被告に対する事前の交渉の経過

原告としては、被告が区議会議員であるから話し合って理解し合えることを期して、共産党の国会議員を通して面談の機会を得て、原告代理人である渡邊彰悟と原告本人と被告と板橋区共産党委員会副委員長の4名で平成26年7月15日に代理人事務所にて面談した。

その際、原告は、ホタルの飼育に関する実態をパワーポイントや幼虫の写真や動画も示しながら懇切丁寧に説明し、累代飼育を可能としてきた状況についても説明をした。特に被告のホタル飼育に関する「偽装」の根拠となっていたのが平成26年1月27日に板橋区によって実施されたホタル生態調査の結果を前提にしていると考えられたことから、1月下旬頃のホタルの大きさや、なぜそのような大きさの飼育をしていたのかについての説明も十分に尽くした。

しかるに、結局FB上で「いろいろ説明を受けましたが、私の主張は何らかわりありません」とし「ホタル飼育についてのことも説明を受けましたが、じっさいに2万匹ものホタルを飼育していたという確証は得られませんでした」と7月16日には述べ、上記のとおり名誉棄損行為を繰り返したのである。

しかも、ここに指摘したとおり、原告代理人は共産党国会議員を通して、被告による名誉棄損行為の継続をストップしたいということで原告と被告の面談をセッティングしたのであるにもかかわらず、被告は平成26年8月19日の板橋区環境委員会において「私、7月15日の日に元職員の担当弁護士から呼ばれまして、会いに行った。元担当職員と、本人と会って面談をさせていただきます。これは、向こうから松崎をと指名してきたので、委員会を抜け駆けする意図はなかったんですけど、

きょうの質疑もそれを踏まえての質疑でございました。」と、あたかも自らの行為と無関係に「指名」を受けたとしており、しかも、続けて一方的に「正直に言って、本人と会った印象として、私は彼が本当の事実を言っているというふうには思えませんでした」と発言をしているのであり、7月15日の場を設定した原告の思いを踏みにじるものと言わざるを得ない。

原告としては、7月15日の説明によって被告が実態を理解し、名誉棄損行為が止めばそれでもよいと考えていたが、結局現在に至るも従前のままであり、かつその原告の社会的信用を貶める方向での影響力が止まることがないため、今回の提訴に至ったのである。

第7 損害

以上のような被告の名誉棄損の各行為によって原告は社会的信用を大きく傷つけられている。特に、被告が日本共産党の板橋区区議会議員であるという立場を有するために、その影響は極めて甚大である。日本共産党は一般的に言えば社会的弱者の側にあり、かつ環境や原発の問題についても環境維持や福島第1原発の問題に正面から取り組む政党であると認識されているのであり、その日本共産党の区議である被告から、ホタルの飼育もナノ銀もあらゆる面で原告のこれまでの蓄積した社会的評価を否定されているのであるから、信用失墜の影響ははかりしれない。しかも、被告は、FB、ツイッター、ブログ等あらゆるソーシャルネットワークを駆使して上記のような名誉棄損行為を繰り返し行っており、これによってさらに原告は傷を深くしている。ことのほか、以下のような侮蔑的な表現について原告は著しく精神的に傷つけられていると感じている。

平成26年4月17日のFB上では、以下のようなやりとりがある。

「青木あつし なんだかこの人たち・・・何と言うか自分たちは正しいから何をしてもいいと思っている節のある、一種異様なカルト集団というのか・・・

松崎いたる 青木さんは察しがいいので助かります」(甲1・92頁)

同年5月6日のFB上でも

『残念ながら「信者」以外は誰も確認していません。再現性が確認できないものは「科学」とはいえませんが』(甲1・66頁)

とあり、あたかも原告及び原告の周囲で支えてくれている人たちをカルト集団か

のようにみている姿勢を露わにしている。

次に、原告の著書「ホテルよ、福島にふたたび」という真剣な思いを寄せた本の中に出てくる、原告の30年以上前の公務員に就任した頃の記述をあげつらい『「私は初めて自分から父に『コネを使ってくれ』と頼みました…』もともと公務員にふさわしい人ではなかったようです』と指摘したり（甲1・98頁）、さらには、被告の直接の投稿ではないもののツイッター名「国家百年の計」という人物の原告についての投稿で、「公務員であることの疑惑、博士号の取得の疑惑、特許無効の疑惑。除染研究のでっち上げ疑惑。ホテル水路の成功記録の疑惑。各大学との共同研究疑惑。など多数あり」という原告の存在意義を根本から否定するような投稿に対して、これを被告がリツイートしており（甲2・14頁）、これらに典型的にみられるように、まさに原告は被告によってその人格や存在意義を根本的に否定されているとしか感じられない。しかも、被告は、『似て非なるもの「松崎いたる」と「板橋ホテル」』（甲1・129頁）として原告を侮蔑するのである。

さらに、既述の「信者」という言葉にもあるように、原告を支えてくれる多くの支援者に対しても、被告はその社会的評価を貶めている。端的には、『「ボランティア」と称して「ホテル」の甘い水に群がり、ハチの甘い蜜をすすめる者を許していけない』（甲1・128頁）とか、「まさにホテル館の区の施設そのものが、元職員とのそのまわりの仲間たちによって乗っ取られ、ホテル飼育と本来の業務を置き去りにし、数々の収益事業を行なう拠点とされてきたのでした。」（甲3・51頁 原文のママ）というような投稿である。原告にとって、自分とホテルをこれまで支えてきてくれた人たちを悪し様に言われることは自らを傷つけられる以上に心情的には辛いものであって到底受け入れることができない。

被告の名誉棄損行為による原告の損害は500万円をくだらない。

さらに、本件を提訴するにあたって法律専門家である弁護士に依頼をせざるを得ず、かかる費用は損害額の1割が相当である。

よって、原告は被告に対して被告の行為によってその社会的信用が毀損されたため、不法行為に基づく損害賠償請求として金550万円及び訴状送達の日から支払い済みまで年5%の遅延損害金の支払いを求めて提訴するものである。

以上

証 拠 方 法

別添証拠説明書記載のとおり

附 属 書 類

- | | |
|---------|-------|
| 1 訴状副本 | 1通 |
| 2 甲号証写し | 正副各1通 |
| 3 訴訟委任状 | 1通 |

<用語説明>

・ソーシャル・ネットワーキングサービス (social networking service, SNS)

インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。
フェイスブック (Facebook, FB)、ツイッター (Twitter) 等。

・フェイスブック (Facebook, FB)

ユーザー数世界最多 (10億人以上) の SNS。日本人ユーザー数は2000万人以上とされる。ユーザーは、自身のプロフィールに投稿することで、世界のユーザーにあらゆる情報 (自分で作成した文章、写真、動画、その他インターネット上の写真、動画、ニュース等) を公開し、共有できる。

自身の公開する情報を共有できるユーザーの範囲を、友人登録した者のみや、その友人まで等、一定範囲のユーザーに限定するよう設定することも可能であるところ、被告は、これについて「公開」の設定としているようである。

・ツイッター (Twitter, TW)

140字以内の「ツイート」と称される短文をインターネット上に投稿できる情報サービス。

ツイートの公開範囲を、自身が予め設定したユーザーのみに設定することも可能であるところ、被告は、これについて「公開」の設定としているようである。

・リツイート

ツイッターにおいて、他のユーザーのツイートを引用形式で自分のアカウントから発信すること (例「RT@ (元々の発信者名) : (元々のツイート)」)。

リツイートとともに、自身のコメントも併せて発信することも可能である (例「(自身のコメント) RT@ (元々の発信者名) : (元々のツイート)」)。

・ハッシュタグ

ツイッターにおいて、ハッシュマーク (#) が付いたキーワードのことである (例「# (キーワード)」)。

ハッシュタグを用いてツイートすることで、同じハッシュタグが付いたツイートを一覧でき、特定のトピックに関する他のユーザーの投稿を効率よく閲覧できる。当然、同じハッシュタグを付けた他のユーザーに自身のツイートを閲覧されやすくなるため、情報の拡散が進むこととなる。

名誉毀損行為等一覧表

【ナノ銀に関する名誉毀損行為】

投稿日時(平成26年)・甲 号証の箇所	SNS、インターネットブログ上の記事内の記述 (※本文中の「...」は、途中省略の意で、原告代理人が記載した。)		
	手段	投稿者	本文
2/22 甲 1-135	Facebook	被告	<p>区の職員がこんなインチキまがいのことをしてよいのか?—と思 いました。#板橋区 #ホテル</p> <p>http://ameblo.jp/la-inari/entry-11269315544.html</p> <p>『阿部宣男先生出演動画・放射能除染に成功Ⅱ』 Ameblo.jp</p> <p>阿部宣男戦線出演動画放射能除染に成功Ⅱ—ナオ純銀除染法は、本 物です...</p>
2/22	Facebook	被告	<p>松崎いたる 小笠原さん、どうぞ 私にはインチキにしか見えない のです</p> <p>(小笠原教子 ナノ銀のことがですか?)</p> <p>松崎いたる そうです...</p>
2/23 甲 1-134 甲 2-17	Facebook 及び Twitter	被告	<p>信じてきたものを、インチキと認めるには時間と勇気を必要とする ことは認めなくてはなりません。#ナノ銀除染</p>
2/23 甲 2-17	Twitter (リ ツイート)	被告 (不 明者のリ ツイー ト)	<p>RT @toudengeorge: 阿部宣男氏とそのお仲間の「研究は」なるもの を読んで頭を抱えましたわ。「ナノ純銀粒子で常温核融合が...」とい う辺りになるとカルト臭がプンプンしてきたし、信奉者の教義とグ ルへの護教具合も読み取れ、嫌な気分で満腹になりました。物理 法則を無視する理論は承服しかねます。</p>
2/23 甲 2-17	Twitter (リ ツイート)	被告 (前 田 道信 のリツイ	<p>RT @mixnb: 誤「インチキまがいのこと」 正「インチキ」 RT @itallmatuzaki: 区の職員がこんなインチキまがいのことをしてよ いのか?—と思いました。#板橋区 #ホテル</p>

		一ト)	http://t.co/NgAXLyGSA7 http://t.co/F1DIndL...
2/27 甲 2-17	Twitter	被告	「放射線を別のエネルギーに変える」という阿部宣男氏の説明からすでにナノ銀除染なるものはインチキ @sengakut
3/2 甲 2-16	Twitter (リツイート)	被告 (ゆーくぼのリツイート)	RT@yu_kubo: 阿部宣男氏がナノ純銀除染というニセ科学に関わってきたことや福島県浜通りに外から持ち込んだホタルを放して遺伝的多様性を破壊しようとしたことも合わせて報じたほうがいい。 / “東京新聞:ホタル館の灯消えそう 「幼虫確認2匹..” http://t.co/SL...
3/2 甲 2-16	Twitter (リツイート)	被告 (KokuuHatudenのリツイート)	RT@breathingpower: 放射能の被害を大きくするインチキ除染は、福島県から出て行って下さい。(参考まとめ: http://t.co/aBLN9UWnbg) RT@koduck1963: 福島民報 11月19日 読者投稿欄 http://t.co/BAX3TJM...
3/3 甲 1-130 甲 2-16	Facebook 及び Twitter	被告	もっともらしいことを書いていますがインチキ技術です。「ナノ銀除染」なるものにご注意を！「電氣的振動により放射線のエネルギーをエネルギー変換し無害なものとする」なんてことはありません。... http://t.co/ARUTnMC6TF
3/7 甲 1-127 甲 2-15	Facebook 及び Twitter	被告	板橋区ホタル生態環境館に行ったら「ナノ銀担持骨炭」の手書きラベルが貼られたケースが捨てられていた。 ナノ銀で放射線が無力化、除染されるということはありません。 区の施設でインチキ研究がおこなわれていたことは本当にはずかしい。 http://t.co/yiriduiGVI
3/23 甲 2-14	Twitter (リツイート)	被告 (国家百年の計のリツイート)	RT@nihonnboyaki: 東京都板橋区環境課が運営する「ホタル生態環境館」(阿部宣男館長)については、公務員であることの疑惑。博士号の取得の疑惑、特許無効の疑惑。除染研究のでっち上げ疑惑。ホタル水路の成功記載のうそ疑惑。各大学との共同研究疑惑。 など多数あり。ネット検...
3/28 甲 2-18	Twitter (リツイート)	被告 (HAL)	RT@hal_hal8999a: トンデモが一つ排除されたようで目出度い。福島のためにもホタルのためにも→@itallmatuzaki ナノ銀除染を主

		のリツイ ート)	張していたホテル博士が、板橋区を懲戒免職されました。 http://t.co/Ylo6Qw44jt ...
3/29 甲 2-13	Twitter (リ ツイート)	被告 (OMIZ UTのリ ツイー ト)	RT@kap_tw: あら、首になっちゃた。そりゃそうだよな。だけどト ンデモの事とあの施設の存続問題は別だな。トンデモな施設でなけ ればあってもいいかな。"@itallmatuzaki: ナノ銀除染を主張してい たホテル博士が、板橋区を懲戒免職されました。 http://t.c... https://twitter.com/itallmatuzaki
4/7 甲 1-102 甲 2-11	Facebook 及び Twitter	被告	ナノ銀なるもので「放射線をなくす」というインチキ実験。ホテル 飼育が目的の板橋区の施設で、こんなことをしていること自体、多 くの人をだまし、板橋区の信用を貶めるものです。ご注意ください。 R T放射能除染に成功II.wmv: http://t.co/Mx8ZjXvSF8
4/8 甲 2-11	Twitter	被告	こんなもので放射線は無害化できないから、だまされないでね。 # ナノ銀 #インチキ。
4/8 甲 2-11	Twitter	被告	板橋区ホテル生態環境館でおこなわれていた「ナノ銀除染」なるイ ンチキ研究にも、調査のメスを入れなければなりません。費用はど うしたのか？ 本来業務のホテル飼育に影響は？
4/10 甲 2-10	Twitter	被告	区の職員が「ナノ銀で除染」などと、とんでもないインチキを言い 出したとき、気づいていた区議もいた。あのときにストップできな かったことは反省しなければならない。
4/7 甲 1-102	Facebook	被告	ナノ銀なるもので「放射線をなくす」というインチキ実験。ホテル 飼育が目的の板橋区の施設で、こんなことをしていること自体、多 くの人をだまし、板橋区の信用を貶めるものです。ご注意ください。
4/28 甲 3-36~	ブログ	被告	板橋区 ホテルの闇 (5) 0.5 マイクロシーベルト/時でホテルは光 らなくなるのか?) 元職員とその代理人は、それでも「ホテルは 0.5 μシーベルト/時で ホテルは光らなくなる」と主張し、元職員への断罪を「大熊町の『希 望の光』を奪う」というのですが、いいかげんで、科学的根拠もな い話で、原発事故の被害者であり、いまでも放射能の災禍とたたかう 大熊町の人たちをダマした元職員こそ、「希望の光」を奪っているの

			<p>ではないでしょうか？</p> <p>元職員による放射能, 「研究」は、さらに「ナノ銀で放射線を低減させる」というトンでもないインチキにひろがっていきます。</p> <p>http://itallexblog.jp/20630080/</p>
5/1 甲 3-28	ブログ	被告	板橋区 ホタルの闇 (6) 「ナノ銀で放射能除染」というインチキ“科学”のはじまり
5/4 甲 3-27	ブログ	被告	冷静に科学的な思考、論理的な思考を働かせれば「ナノ銀で除染」が、いかに科学的根拠にとぼしい「トンデモ科学」「インチキ」の類であることは理解することができます。
5/6 甲 1-66, 同 68	Facebook	被告	<ul style="list-style-type: none"> ・残念ながら「信者」以外は誰も確認していません。再現性が確認できないものは「科学」とはいえません ・板橋区ホタル生態環境館の元職員のツイッター上の発言はほとんど削除されていますが、ここで「人気」発言が読める。ナノ銀除染のウソはほんとうにヒドイ <p>http://ja.twttrland.com/profile/hotaru_abe</p>
5/19 5/20 甲 1-41～ 43	同上	被告	<p>5/19</p> <p>いまだに、こんなバカげたインチキを信じてあげようとする行為は「犯罪的」です。</p> <p>「施設の裏の土を持ってきて計測します。ヨウ素131とセシウム134、137を合わせると3.25マイクロシーベルトもありました」など阿部宜男氏は著書で書いていますが、区立小学校の隣接地である(ホタル飼育)「施設」でそんな高い線量が計測された事実はありません。核種を検別できる機器はホタル館にも板橋区にもありません。</p> <p>高線量で汚染されていたが、ナノ銀溶液をまいたら線量が下がったなどというウソをふりまくのはやめてほしい。</p> <p>5/20</p> <p>追試するにも、まともな実験自体されていない。ホタル館は放射線</p>

			<p>を扱える施設でもない。ナノ銀が「世紀の大発見」などというのは詐欺に等しい。</p> <p>西ヶ谷さん、「ナノ銀除染」あるいは「ナノ銀で放射線低減」は、科学的根拠がないにも関わらず、「ナノ銀溶液」「ナノ銀担持骨炭」などとして商品化され、販売されるなど、「実害」もすでに出ています。</p> <p>「板橋区のホテル館が開発」などと区の信用が宣伝にも使われています。こうした詐欺的商法の拡大を食い止めることは、区議会議員としての責務のひとつです。西ヶ谷さんもインチキ科学、インチキ商法の被害者を増やさないようにご協力をお願いします。</p>
6/13 甲 1-34	Facebook	被告	<p>ナノ銀が「放射能のエネルギーを奪い取ります」なんていう現象はこの世に存在しません。</p> <p>幼稚な虚言です。</p>
7/28 甲 1-20	同上	被告	<p>きのうときょう、福島原発の汚染水対策について学ぶ。問題の深刻さを理解するにつれ、「ナノ銀で放射能を低減する」というデタラメなたわ言の罪深さを痛感しています。</p>
8/8 甲 1-13～ 14	同上	被告	<p>こんなデタラメを「科学」とは呼ばせない。銀をまいただけで放射性物質の「エネルギー変換」なんてことが起きたら、物理の法則はメチャクチャだということです。</p>
8/10 甲 1-15	同上	被告	<p>バカげたインチキの「追試」など、時間とお金の無駄遣いだけでなく、放射能に不安を感じている人たちを惑わすだけです。</p>

【ホテルの累代飼育に関する名誉毀損行為】

投稿日時・甲 号証の箇所	SNS、インターネットブログ上の記事内の記述 (※本文中の「…」は、途中省略の意で、原告代理人が記載した。)		
	手段	投稿者	本文
2/19 甲 1-136	Facebook	被告	<p>25年間も累代飼育を異常なく続けることが可能なのか、疑問を感じるようになりました。ほとんど近親交配になってしまっているのではないか？</p>

2/22 甲 1-135	同上	被告	板橋区のホタル館での偽装疑惑。真実を知る立場にある飼育担当者(区職員)が、「ナノ銀除染」なるものの「広告塔」になっている。
2/22 甲 1-134	同上	被告	板橋区ホタル生態環境館をめぐる疑惑はたいへん広範囲、かつ深い。すべての疑問・疑惑を解消しないかぎり館の存廃についての議論にはおすすめしません。
2/26 甲 1-133	同上	被告	これまで板橋区ホタル生態環境館でクロマルハナバチを飼育しているのは、ハチのフェロモンに抗菌作用があり、ホタルが生育する土壌のカビを防ぐ効果があるからと説明されてきましたが、この話も根拠なし。クロマルハナバチは受粉用として商品になっています。
2/27 甲 1-132	同上	被告	松崎 いたる 2月27日 板橋区ホタル生態環境館の前担当職員は2012年6月4日、「ホタルプロジェクト」というイベントで、福島県いわき市でゲンジ300匹、ヘイケ400匹の幼虫を放流しています。しかし同イベントに板橋区役所は参加しておらず、区的环境課は「放流は職員が個人でおこなったもの」と説明。では、どこのホタルなのか？ ①職員が区に無断でホタル館から持ち出した。②ホタル館とは別の場所からホタルを持ち込んだ。③職員が個人でホタルを飼育していた—3つの可能性を検証しなければなりません。(写真は、同イベントを報道する朝日新聞2012年6月5日の記事)
2/27 甲 1-132	同上	被告	高橋 法子 この当時Twitterで、ホタル放流プロジェクトに関して前担当者についても、かなり話題になっていました。許可いただければ、Toggetterのまとめにまだ複数残っているのでリンク貼りますが。2月27日 14:50・ 伊藤 久 50年前までは 蓮沼の家の庭にも飛んできました。蚊帳の中に入れて見ながら寝ましたよ・・・2月27日 14:50・ 松崎 いたる 高橋さん、私も当時、この「いい話」にすっかりだまされていました。しかし今読み返すと、いろんな疑問がわいてきます。2月27日 14:51・ 松崎 いたる 伊藤さん、そういう50年前の風景を板橋に取り戻すた

			<p>めのホタル飼育事業だったのですが、偽装疑惑が浮上しています。</p> <p>2月27日 14:53</p> <p>金元幸枝 悲しいくらい美しく、はかない「蛍」が、汚職、腐敗の話にまみれて、本当に悲しい、情けない。 2月27日 20:16</p> <p>松崎 いたる ほんと、残念です 2月27日 20:24</p>
2/27 甲 1-131	同上	被告	<p>松崎 いたる 2月27日 (ついつぶるより)</p> <p>ルシオラ、日本グリーンパワーという企業ですでに「ナノ銀簡易飲料濾過セット」なる商品が「阿部博士 共同開発」というふれこみで売られています。板橋区の職員がこうしたいかがわしい商法にかかわること自体ゆゆしき事です。 ナノ銀除染の宣伝は控えてください @sengakut</p>
3/2 甲 1-131	同上	被告	<p>松崎 いたる 3月2日 (ついつぶるより)</p> <p>ホタル飼育って、けっこう大きなビジネスになるんだね。</p>
3/3 甲 1-130	同上	被告	<p>松崎 いたるさんがついつぶるでリンクをシェアしました。3月3日 残念ながら先日の議会で区の見解が変わったんです。 RT @sengakut: 板橋区としての答弁ですから、板橋区に根拠を確認すれば良いのでは? RT @itallmatuzaki ハチとカビ抑制の学術的根拠も不明なんです RT: http://bit.ly/1fPtQ2D</p>
3/5 甲 1-128	同上	被告	<p>松崎 いたる 3月5日</p> <p>【喩え話】</p> <p>「ボランティア」と称して「ホタル」の甘い水に群がり、ハチの甘い蜜をすすする者を許していけない.....と思う。</p>
3/28 甲 1-120	同上	被告	<p>松崎 いたるさんがリンクをシェアしました。 3月28日</p> <p>疑惑の全容説明はまだまだです。ホタルの累代飼育の実態があったかどうか未だ不明です。</p> <p>板橋区ホタル生態環境館の疑惑-真相究明を yykiriko.exblog.jp</p>

			板橋区ホタル生態環境館でホタルが飼育されていたかどうか疑われています。共産党は、次々と浮上する「疑惑」を解明し、真実を明らかにせよと追及してきました。区...
3/31 甲 1-111	同上	被告	松崎 いたるさんがリンクをシェアしました。 3月31日 板橋区はホタル飼育技術を提供することはあっても、ホタルの幼虫を有償無償にかかわらず提供することを認可していません。「卵から成虫までになんと50分の1に減ってしまう」のだから、2万匹を成虫にするために2万匹の幼虫がどれだけ貴重なことか。その貴重な幼虫を独断で譲り渡したとしたら、とんでもない背任行為です。
4/2 甲 1-109	同上	被告	松崎 いたるさんが樋口 都久二さんの写真をシェアしました。4月2日 樋口とくじさんのFBから。私が興味があるのはデヴィ夫人ではありません。その後の飼育箱。これホタルではなく、クロマルハナバチの飼育箱。板橋区ホタル生態環境館はまるでハチの生産工場のようです。 http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_oshirase/060/060257.html
4/2 甲 1-107	同上	被告	松崎 いたる 4月2日 板橋区ホタル館の問題を、区政ニュース用に記事にしてみました。 謎を残したままの施設廃止はゆるされない ホタル飼育の「偽装疑惑」の徹底解明を！ 毎年夏の夜間公開でホタルの光の乱舞で多くの区民を楽しませてきた板橋区ホタル生態環境館（高島平4丁目）。しかしいま、同館は数々の疑惑の闇に包まれています。 これまで同館ではゲンジホタル、ヘイケボタルあわせておよそ2万匹のホタルを飼育してきたと報告されてきました。しかし板橋区がことし1月27日に行ったホタル生息調査では、実際に確認できたホタルの幼虫は2匹のみで、推定される全体の生息数も23匹と極めて少数であるとの調査結果が示されています。 2万匹いるはずのホタルがなぜ2匹しかいないのか？—板橋区はいまだに、その理由を説明していません。

		<p>3月7日の区議会本会議で日本共産党が「実際にはホタルを飼育してなかったのではないのか？」と質問したのに対し、坂本健区長は「現在、飼育担当職員本人からの聞き取りも含めて調査をしているところだ」と述べるにとどまりました。</p> <p>この区長答弁に先立つ2月19日の区民環境委員会では、「ホタルの成虫が外部から持ち込まれていたという証言があった」と区環境課長は答弁しており、飼育実態が偽装されていた可能性も浮上しています。</p> <p>飼育担当職員は区の調査後、辞表を提出。環境課による聞き取り調査を拒否する一方、マスコミの取材に「ホタルの持ち込みはあり得ぬ」などと述べていました。</p> <p>3月28日には、区人事課が同職員の懲戒免職処分を発表。処分理由は①受粉用として全国の農家に販売する目的で、クロマルハナバチをホタル館内で飼育し、ハチ事業者に便宜を図った。②区が特許を保有するホタル飼育技術を民間事業者と共同で静岡県C町に提供し、独断で区に歳入すべき特許実施料金の免除を約束した服務規律違反です。</p> <p>これらの違反事実と、ホタル館での飼育実態偽装の疑惑との関連は解明されておらず、坂本健区長は「今後も調査を継続する」とコメントしています。</p> <p>ホタル館は昨年からの「いたばし未来創造プラン」で、「廃止検討」の対象になっている施設。多くの区民が廃止に反対し、存続を求めています。日本共産党は「多くの疑問点、不審点を残したまま、館の存廃を決めることは許されない」として、疑惑の徹底解明を区長と区議会各会派に呼びかけています。</p> <p>小笠原 教子 途中まではあっているのに！そもそも区民に説明もないし環境課長が嘘言っていたという風には「何故か」かんがえないんですね。そこが残念。 4月2日 17:08・編集済み・</p> <p>松崎 いたる 環境課長が、どんなウソを言っていたのか？ 教えて</p>
--	--	---

			<p>ください。 4月2日 17:10・</p> <p>小笠原 教子 嘘かどうかはわかりませんが「「ホタルの成虫が外部から持ち込まれていたという証言があった」と区環境課長は答弁しており」というところです。 4月2日 17:12・</p> <p>小笠原 教子すみませんが今日はもう出かけるのでこれで失礼します。 4月2日 17:13</p> <p>松崎 いたる「ホタルの成虫が外部から持ち込まれていたという証言があった」のは事実です。その証言内容を検証しなければならないのです。区の生息数調査は証言内容を裏付ける結果となっています。調査方法に欠陥があったと仮定しても、2万匹もホタルが生息していれば、相当数のホタルが発見できるはずと考えるのが自然です。阿部氏自身も「1月上旬にヘイケボタルの幼虫を視認した」と書いていますが、視認できるヘイケボタルが1匹も見つからないのも不自然です。 4月2日 17:20・</p>
4/11 甲 1-99	同上	被告	<p>松崎 いたる 4月11日・編集済み</p> <p>板橋区による1月27日の調査で、見逃され下水に流されたとされる「ホタル幼虫」の証拠映像だが、この映像でよくぞ「ホタル」と断定できたものだと思う。</p>
4/17 甲 1-95～	同上	被告	<p>松崎 いたる 4月17日・編集済み</p> <p>板橋区ホタル生態環境館で、「毎年2万匹のホタルを成虫になるまで飼育していた」ことが真実なら、飼育の実態があったことを証明してほしい。1月27日の生息数調査が不適切で「数ミリの小さい幼虫が流された」という主張では、5月ごろに蛹になるはずの成長した幼虫が発見されないことが出来ないし、2万の規模のホタルが発見できない理由としても納得できない。調査時に小さい幼虫が存在したという「証拠映像」はゴミかどうかも判別できないような黒い物体に○印や矢印をつけ「幼虫」としているだけで信頼できない。そもそも撮影時に、撮影者が「幼虫」に気づいていないことが不自然</p>

			<p>ほんとうに飼育していたのであれば、飼育業務を受託していた「むし企画」は、委託料の用途などを区に説明できるはずだが、それを拒んでいることも「飼育していなかったこと」を疑わせる。</p> <p>「外部からの持ち込み」の証言については十分な検証がなされていないが、飼育担当職員が「全国23か所のホテルを板橋区ホテル館で預かり飼育してきた」と著書で書いていることと、じっさいのホテル館では23か所のホテルを飼育できる条件はないこととの矛盾を、担当職員が説明できないことも「外部持ち込み説」を深く疑わせる要因になっている。2012年6月の福島県いわき市でのホテル放流イベントへの参加も、板橋区ホテル館からどのように持ち出したか、について説明されていない。ホテル館の「せせらぎ」は担当者でさえ、足を踏み入れない「聖域」とされており、そこから放流用に幼虫を捕獲、選別することは不合理なことがおおい。「外部持ち込み」によって放流が可能になった考えるほうが合理性がある。</p> <p>板橋区ホテル館でのホテル飼育が真実のものであるなら、以上の疑問には容易に答えられるはずである。明快な解答を待っている。</p>
<p>4/17 甲 1-92</p>	<p>同上</p>	<p>被告</p>	<p>松崎 いたる 4月17日</p> <p>ある新聞の社会部に板橋区ホテル生態環境館をめぐる疑惑について記事にすることを提案したら、断られてしまった。理由を聞くと「懲戒免職されたホテル館担当職員の) 弁護士から編集部に電話があり、記事の内容によっては訴訟をおこすことをほのめかされた。訴訟には対応できる体制はないので、記事は掲載できない」とのこと。記事になる前から、報道機関に圧力がかけられていることに驚いた。ひとりの地方公務員の不正事件でそこまでやるのか！ それに屈する報道も情けないが...</p> <p>林 保雄 報道の自由はどこに行った。 4月17日 22:58・</p> <p>青木 あつし 何だかこの人たち、異様な雰囲気ですね・・・何と言うか自分たちは正しいから何をしてもいいと思っている節のある、一種異様なカルト集団というのか・・・ 4月17日 23:08・編集済み・</p>

			<p>松崎 いたる青木さんは察しがいいので助かります 4月17日 23:09</p> <p>.</p>
<p>4/18 甲 1-86～</p>	<p>同上</p>	<p>被告</p>	<p>松崎 いたるさんがリンクをシェアしました。 4月18日</p> <p>ホタルの命を守ることからだんだん遠く離れて、人身攻撃を繰り返す人たち。こんなことでは、話し合いもできない。何がしたいのか？</p> <p>http://hotaru-save.jimdo.com/2014/04/17/板橋区環境課井上課長の暴挙-板橋区ホタル生態環境館の調査-その2/</p> <p>板橋区環境課井上課長の暴挙（板橋区ホタル生態環境館の調査）その2・板橋ホタル生態環境館の存続</p> <p>hotaru-save.jimdo.com</p> <p>・日本共産党板橋区議会議員「松崎いたる」 議員の疑義への回答</p> <p>>>コチラから</p> <p>西ヶ谷 一志 そもそも、この違法な調査がホタルの命が危うくしているのだから、ホタルの命を守る会にとっては重要なこと、この違法な調査が根本なのだから、本質をついているのではないのでしょうか？</p> <p>...</p> <p>調査計画書が無いのに、調査が行われ、レポートがある。正式な手続きを歴ていない調査は有効なのか？</p> <p>さらにビデオから拝見すると、レポートと内容と実際の調査方法には大きな乖離がある。</p> <p>これについて、松崎議員さんの見解を伺いたい。公開質問状です。</p> <p>4月19日 14:17・編集済み・</p> <p>松崎 いたる 大事なのは調査結果です。「違法な調査」だとしても「ホタル2万匹は消えた」説明はできません。ホタルが飼育されていた証拠が示されなければ納得は得られません。ビデオ撮影者はなぜ「目の前にいる幼虫に気づかなかったのか」という疑問も、「違法調査」説では解消されません。以上、回答です。4月19日 15:25・</p> <p>西ヶ谷 一志 調査そのものに不正があるのに、その結果を論じるこ</p>

		<p>とができないのは子供でもわかることです。</p> <p>実験方法を間違えたのだから、「ホタル2万匹は消えた」と結論づける いたるさんの解答は×です。もう一度実験をやり直さないと正しい解答は得られません。(STAP細胞論文でも、理研は1年掛けて検証すると発表している)</p> <p>ですから、正義の味方の共産党の皆さんには、適正な調査をやり直すように議会で提案してください。大切なのは『適正な調査に基づいた事実』です。</p> <p>松崎さんの回答は支離滅裂で、辻褄が合わない回答です。 4月19日 18:19・</p> <p>...</p> <p>松崎 いたる 「調査に不正がある」というなら、どうぞ告発をお続けください。でも「ホタルはどこにいったかのか？」の最大の疑問にそれで答えられてはいません。どこにホタルはいるのか——合理的な説明が必要です。ホタル飼育は実験ではなく「実績」と報告されてきたのです。それをいまさら「実験」だから...というのでは、説明になっていません。 4月19日 18:23</p> <p>松崎 いたる 調査が有効でも無効でも構いません。阿部さんとむし企画には、2万匹のホタルを飼育していた証拠を提示してほしいと思います。 4月19日 18:25・</p> <p>西ヶ谷 一志 「調査計画書が無いのに、調査が行われ、レポートがある。正式な手続きを歴ていない調査は有効なのか？」の回答として、「調査が有効でも無効でも構わない。」というのが回答と賜りました。ありがとうございます。しかしかがなものでしょうか？一般社会でこの回答が通じるものか？ 現役の議員さんとして信用できるのか？支援者の中にも疑問に思う人いるかもしれません。 4月19日 19:44・編集済み・</p> <p>松崎 いたる ホタルの存在の有無を、法律論をかざしても、論じられません。違法性を追及なさるのはけっこうですが、それでは、2</p>
--	--	---

		<p>万匹の存在を証明できません。むしろ企画は1400万円の委託料をホタル飼育のために使ったのか？ 「25累代目」のホタルたちは、どの場所でいつ孵化したのか？ スポイトで数えたという孵化幼虫は何匹だったのか？ 孵化した幼虫は何令虫の段階で、いつ、せせらぎに放流されたのか？ —そうしたことが何一つ明らかになっていないのに、「ホタルは存在した」といっても信用できません。調査時のビデオ撮影者や目撃者も、なぜ当日にホタルの存在に気づけなかったのか？を説明すべきです。繰り返しますが、調査計画書が違法だというなら、どうぞ訴えてください。しかしそれと同時にホタル飼育の実態を証明してほしいと思います。4月19日 19:01・</p> <p>・・・</p> <p>西ヶ谷 一志 ところで、「2万匹の存在を証明」とか「1400万円の使途」とか「ホタルの数は」とか、前館長や業務を行っていた虫企画が証明しないと流布していますが、その情報は常識的に監査請求すれば取得できるものだと思います。公式に情報を手に入れば白黒はっきりすることなのに、悪い噂を流すのでしょうか？ 現役の議員さんとして信用できるのか？ 支援者の中にも疑問に思う人いるかもしれません。4月19日 19:25・編集済み</p> <p>松崎 いたる阿部さんを業績を証明するのに監査請求が必要なのですか？ 阿部さんがホンモノの博士なら、科学的に証明できるのではありませんか？ 手続きの不備を指摘するのは結構ですが、そのような時間がかかることをなさっていたら、あなた方が信じているホタルの生命はどうなさるのですか？ 会の活動方針が混迷しているように思えます。4月19日 19:35・</p> <p>小笠原 正俊 幼虫の種類も姿もわからない方は、情報公開や監査請求して淡々と調べ上げるしかないのでは？ 何を出しても信じない。を繰り返しますよね。現段階では警察の取り調べで立件出来ないものを疑惑疑惑と撒き散らし、違法かもしれない調査は当事者に聞いただけで「正当だった。」と信じ込み、記者会見にはケチを付</p>
--	--	---

け、証拠でも何でも無いものを「動かぬ証拠」と決めつけ、それでも「調査は結果が全てです。」って...清々しいほどの一方的ですね。普段だったら「不正な調査、決して許しません!!」があってもいいのではないのですか? 4月19日 19:52

西ヶ谷 一志 少し私の持論もご披露します。

(以下西ヶ谷氏の発言を中略)

ビデオを見ると、レポートと内容と実際の調査方法には大きな乖離がある。これについて松崎さんの見解を伺いたい。4月19日 20:38
松崎 いたる 小笠原さん、そういう態度では何を話しても無駄のようですね。さようなら 4月19日 20:55

松崎 いたる 西ヶ谷さん、長くなりそうなので、あとで新しく私のタイムラインに掲載します。のちほどそちらをご覧ください。4月19日 20:57

小笠原 正俊 どういう態度でしょうか?対応に困る質問にはいつも答えてはいただけないですね。答えていただけないついでで、書きますが、先の生息調査では、幼虫が見つからなかったのではなく、あなたと同じ幼虫と土砂の区別がつかない調査員が土砂と間違えて排水溝に捨てちゃった。これが真実でしょう。報告書を見る限り、ゲンジとヘイケの区別もオスカメスカの違いも解らず、更に捕獲された生命体の名称も表記出来ないお粗末な報告書でしたよ。それでも結果が全てなのですか?追求すべきは行政の不正と隠蔽工作だと思いますが。4月19日 21:36

小笠原 正俊 話をするのが無駄だと吐き捨てられましたので、こちらでもこれで最後にさせていただきますが、共産党の叔父と叔母を親戚として見てきた側として言わせていただきますが。私の知ってる共産党だったら、こんな問題に対して執拗に追い討ちをかけるのではなく、弱者を保護し、それらを容認していた行政に対して立ち向

			<p>かっていくのではないのですか？それが私の知っている日本共産党です。そういう叔父と叔母を私は尊敬しています。4月19日 21:53・松崎 いたる 区民をだまし、特定業者に便宜供与し、不正を行った公務員は弱者ではありません。4月19日 22:18・</p> <p>小笠原 正俊 不正を行った疑いがある状態でしょ。だから継続審議されてる訳です。私は貴方のその断定して公表している配慮のない部分に疑いと私念を感じます。処分されたのならば、死者に鞭打つ必要はないし、申し立ての最中ならば風評被害を煽る人。何故なのです。色々云われていますが、阿部さんの力がないと「せせらぎ」の再生は困難です。なので再生させないように頑張っておられる訳ですよね？4月20日 8:39・</p> <p>松崎 いたる 阿部さんが懲戒免職されたのは事実で「疑い」の段階ではありません。その阿部さんがホタル飼育の実態を証明していないのも事実です。阿部さん抜きではホタルの再生が困難というなら、とっとと退職届を出し、区に協力しなかった無責任な態度こそ責められるべきです。4月20日 9:17</p>
4/19 甲 1-85～	同上	被告	<p>松崎 いたる 4月19日</p> <p>板橋区ホタル生態環境館の疑惑について</p> <p>【質問にお答えします】①</p> <p>Q ホタルがいたか？いなかったか？ 25年間の間に、何万にという人達が見てきたのが生き証人ではないですか？</p> <p>A 私も当初はそう思っていました。しかし細かな点を考えると不思議な点が多いことに気づきます。</p> <p>まず、何万人という人たちが見たホタルは「成虫」だということです。また、その成虫が産んだ卵も何十万の規模で存在していることも目撃者は多い。さらにその卵から孵った孵化幼虫も、学生さんたちなどが「スポット等を使っての個体数を数えた」と証言していることから、確かだと考えてよいと思います。</p> <p>問題になるのはここからで、せせらぎに入ってから幼虫の目撃</p>

			<p>者が、阿部さんやその周りの人たちだけに限られ、一般の人はもちろんの事、阿部さん以外の環境課職員がだれも目撃・確認していないのです。</p> <p>ここから疑念が生じます。25年のすべてで「偽装」がおこなわれていたとは思いませんが、少なくともクロマルハナバチ飼育などに力を入れたあたりからのホタル飼育の実態を検証する必要があります。</p>
4/19 甲 1-84～	同上	被告	<p>松崎 いたる 4月19日</p> <p>板橋区ホタル生態環境館の疑惑について</p> <p>【質問にお答えします】②</p> <p>Q もしもホタルを外から買ってきて放っていたとしたら、それを見ていたボランティアの方が25年間も無償でお手伝いする想いが続くとは到底思えません。</p> <p>A ホタルは専門業者によって成虫が1匹300円前後で販売されている実態があります。「ホタルまつり」などのイベントにあわせて成虫になる羽化の時期を調節することもできるそうです。しかしそうした販売業者から阿部さんらが購入していたとは、私にも考えにくい。なぜなら、阿部さんは、ホタル関係者のなかではカリスマ性をもつ超有名人ですから、「ホタルを買った」となれば、すぐに足がついてしまいます。</p> <p>ただし、ホタル館の業務を委託されている「むし企画」を通じれば、秘密裡にホタルの成虫ないし成長した幼虫を入手することが可能になります。むし企画はもともと、ホタル飼育の技術があるからこそ、随意契約されています... もっと見る</p> <p>西ヶ谷 一志 スイマセン。これも私何も質問していません。</p> <p>想定質問を作って、憶測でものを言って、誰かを貶めるような書き込みをすることはやめたほうがいいですよ。 4月19日 22:13・</p>
4/19 甲 1-82～	同上	被告	<p>松崎 いたる 4月19日・編集済み</p> <p>板橋区ホタル生態環境館の疑惑について</p>

			<p>【質問にお答えします】④</p> <p>A ビデオを見ると、(板橋区の調査) レポートの内容と実際の調査方法には大きな乖離がある。これについて松崎さんの見解を伺いたい。</p> <p>Q いたばしホテルの安全を守る会のビデオ映像は調査の全部を映したものでなく、一部の場面を切り取ったものです。一方の区側のレポートも文章と写真・図によって構成されているものです。両者を比較して「かい離がある」と判断することはできません。</p> <p>私は区側の調査方法が最善の方法だとは思っていません。</p> <p>もともと、自然界のホテルの生息数を数えるのではなく、人工の飼育施設のホテルの数を飼育の途中で数えるなど、通常なら必要ないことです。ふさわしい調査方法など、ないに等しいと思います。</p> <p>それでも区側が調査に踏み切ったのは、「外部からのホテル持ち込み証言」のほか、一部ボランティアにカギが渡されていたこと、阿部氏に数々の不正行為(今回の懲戒理由になったこと)に疑いがあり、さらに「むし企画」から飼育実態に関する報告がなかったことなどから、阿部氏に事前通告なしに調査したと、私は理解しています。区側が当初、こうした説明が出来なかったのは、阿部氏への調査の途上であったためと推察できます。</p> <p>いずれにせよ、調査方法にいくらかの不備があったとしても、発見できたホテルが2匹というのは少なすぎます。2万匹以上いるはずのホテルの幼虫が消えてしまったことを「調査方法のまずさ」で説明するのは無理があります。</p>
5/2 甲 2-7	Twitter	被告	<p>この写真はホテルがないことを示すため空の貝殻を割ったときのもの。「カワニナの殻の中にはたくさんのホテルの幼虫がいます」は偽りです RT@sengakut: 板橋区の無茶な調査がホテル生態系を破壊した疑いを私は持っています</p> <p>http://bit.ly/1IGF6ks</p>
5/10	ブログ	被告	板橋区 ホテルの闇(8) 「むし企画」は何を知っているのか?

甲 3-22			年間 1400 万円にも及ぶ公金（委託金）の使途が不明のままであり、2 万匹と報告されていたホタル（区民の財産）の飼育が確認されていないのですから、事情を知っている者に関き取り調査をするのは当たり前です。
5/14 甲 1-61 甲 2-4	Facebook 及び Twitter	被告	残念なのはホタル累代飼育が偽装だったことです RT @BunichiSS: ザンネ... (・ω・) 【東京新聞：ホタル館廃止へ 板橋区が検討結果 老 朽化などで半断／東京(TOKYO Web) http://www.tokyo-np.co.jp/article/tokyo/20140514/CK2014051402000106.html?ref=rank...]
5/15 甲 3-10～	ブログ	被告	板橋区 ホタルの闇（9） そこにホタルはいない——不存在の証明 ...ホタル館において、元飼育担当職員をはじめとして、その近い人物や特定企業によって、「私物化」ともいえるような数々の不正な行為が行われてきました。 ...私自身は実際に調査し検証をすすめてきたので「不正があった」という認識に確信が持てます ...つまり 2 万匹を成虫まで飼育できる条件がなかったと表明しているのです。
5/15 甲 1-54～	Facebook	被告	板橋区ホタル生態環境館（旧・ホタル飼育施設）の元飼育担当職員（ホタル博士）がかかわった他団体のホタル再生事業など。いずれも板橋区は公認しておらず、元職員の独断によるもの。またホタル館では、地域ごとのDNAを交雑しないように飼育できる施設条件はないので、★印の地域ごとのホタルという説明の真偽は不明です。 ★...「現地のホタルを板橋区ホタル館で預かり飼育している」とされる件 ●...板橋区ホタル館からホタル（またはカワニナ）を提供している件 2014年5月12日作成 ★2003年 和光大学 埼玉県 岡上 鬼の窪川 「03年ですね、当面の目標がホタル復活というのがあって、地元の

		<p>ホタルの子孫の卵を板橋区ホタル飼育施設からいただきまして、鬼の窪川に放流し」</p> <p>和光大学かわ道楽座談会 「2006年かわ道楽冊子」</p> <p>http://www.wako.ac.jp/~kdouraku/zadan1.htm</p> <p>●2003年5月12日 文京区立関口台町小学校</p> <p>「板橋区のホタル飼育施設で幼虫まで育てた平家ボタル50匹を特別に分けてもらい水槽に放流した」</p> <p>文京区報道発表資料 (平成15年5月)</p> <p>http://www.city.bunkyo.lg.jp/sosiki_busyo_koho_houdou_2003_05.html</p> <p>●2006年7月15日 多摩市立 東寺方小学校</p> <p>「7月15日 板橋ホタル飼育施設館 幼虫頂く」「7月21日 板橋ホタル飼育施設館 幼虫頂く」 多摩市 市民提案型まちづくり事業補助金 (平成18年度事業) 成果報告会資料</p> <p>http://www.city.tama.lg.jp/dbps_data/_material/_localhost/05kuras hitobunka/20shiminkatsudou_shien/hojokin/18seika_houkoku_shiryo.pdf</p> <p>●2006年8月 調布市深大寺</p> <p>「市民らは2006年8月にホタル博士で板橋区ホタル飼育施設の阿部宣男施設長が水質調査を依頼。(略)、阿部さんから分けてもらったホタルの幼虫のエサとなるカワニナを放流し」</p> <p>2010年06月08日 調布経済新聞</p> <p>http://chofu.keizai.biz/headline/451/</p> <p>●2008年2月以前 聖学院大学政治経済学部</p> <p>「板橋区のホタル飼育施設 (代表者 阿部宣男氏) から2万匹を分けてもらい本格化してきた」。(政経塾2008年2月 VOL. 3)</p> <p>http://www.seigakuin.jp/guide/faculty/</p> <p>★2009年3月16日 鎌倉市 鶴岡八幡宮</p> <p>「幼虫五千匹を放流した。(略) 二〇〇五年から実施。卵を生み付け</p>
--	--	--

		<p>たコケを回収後、東京都板橋区の飼育施設でふ化させ、園児らが毎年放流している」</p> <p>神奈川新聞 2009年3月16日</p> <p>http://webcache.googleusercontent.com/search?q=cache%3AW1PV5z7Qgi4J%3Awww.47news.jp%2FCI%2F200903%2FCI-20090316-00822.html+%&cd=4&hl=ja&ct=clnk&gl=jp</p> <p>★2010年3月11日、鎌倉市 鶴岡八幡宮</p> <p>ゲンジボタルの幼虫5千匹を放流した。</p> <p>「6月に行われる蛍放生祭を前にした恒例の行事。毎年、卵を産み付けたコケを回収した後、東京都板橋区内の飼育施設で人工ふ化させ、境内の柳原神池に放流している」</p> <p>神奈川新聞 2010.03.11 23:07:13</p> <p>http://www.kanaloco.jp/article/10095/cms_id/9925</p> <p>★2010年10月18日 石川県 金沢市寺町5丁目</p> <p>「阿部さんによると、放流した幼虫は、金沢に生息する個体を採取して繁殖させた種で、庭に定着する可能性はかなり高いという」「板橋からやってきたホタルが金沢市民を楽しませることで...」</p> <p>北國新聞 2010年10月19日</p> <p>★2012年3月12日 鎌倉市 鶴岡八幡宮</p> <p>鶴岡八幡宮の柳原神池で幼稚園児らにより蛍の幼虫放流が行われた</p> <p>「幼虫は、実際に神池で産まれた蛍の卵を東京都の「板橋区ホタル生態環境館」に預け、孵化・飼育させたもので、生粋の鎌倉生まれだ。」</p> <p>タウンニュース鎌倉版2012年3月16日号</p> <p>http://www.townnews.co.jp/0602/2012/03/16/138838.html</p> <p>★2012年6月4日 福島県いわき市 ホタルプロジェクト</p> <p>「区のホタル生態環境館が、23年前に同県大熊町で採取した卵から繁殖を続けてきたものだ」「生態環境館では1989年に大熊町でゲンジボタルの卵を採取し、(略)その後、いわき市から来たヘイケボタルも合わせ、年間2～3万匹を羽化させている」「放流したのは</p>
--	--	--

			<p>元々、福島のホテルなので、里帰りしたようなもの」</p> <p>2012年6月5日 朝日新聞</p> <p>●2012年07月20日 日本大学工学部</p> <p>「放流されていたホテルが羽化し、夜間に発光する様子が6月21日に初めて観察された。羽化したホテルは、東京都板橋区環境課が運営する「ホテル生態環境館」(阿部宣男館長)が提供した。」</p> <p>2012年07月20日 15:42 日本大学新聞のニュースサイト nu press e-NEWS より</p> <p>http://www.nu-press.net/archives/article002106.html</p> <p>★2013年6月 渋谷区立●●小学校</p> <p>今年は板橋区ホテル生態環境館の専門の方をお招きしてご助言をいただいています。その一つとして、今年はこの地に適した成虫を放した後、メスの成虫を板橋区の施設に預かっていただき、生まれた幼虫を●●小学校のホテル池に戻すことも一案として検討しています。</p> <p>(2014年3月に電話で「つがいの成虫と卵が産みつけられた土の塊を阿部氏に預けた」ことを副校長に確認)</p> <p>http://home.u00.itscom.net/rinsen/gakkoudayori/2013/1306.htm</p> <p>★2012年3月12日 鎌倉市 鶴岡八幡宮</p> <p>「幼虫は、鎌倉を流れる滑川のホテルの“子孫”という」。</p> <p>神奈川新聞 2012.03.12</p> <p>http://www.kanaloco.jp/article/42882/cms_id/42673</p> <p>★2013年3月4日 鎌倉市 鶴岡八幡宮</p> <p>「2006年から続く行事。幼虫は、鎌倉の自然の中で生き延びてきたホテルの子孫で、東京都板橋区の飼育施設で人工ふ化させた」</p> <p>2013年3月5日 東京新聞</p>
5/16 甲 1-56	Facebook	被告	<p>西川さん、一言でいえば「ホテル飼育はウソだった」ということです。その証拠固めをしているのが現状です。簡潔ではありませんが詳細はこちらをご覧くださいできれば幸いです。</p>
5/18	Facebook	被告	<p>板橋区のホテル館の問題。飼育されていたはずの2万匹のホテルがい</p>

甲 1-50			ないという事態を誰も説明できていない。飼育担当の元職員が飼育事実を証明すればいいだけのことだが、区当局と私が結託しての「謀略説」まで流されている。 http://fb.me/3a14riPat
5/22 甲 1-38	Facebook	被告	『いたばしホタルの安全くいのち>を守る会』は、板橋区が1月27日におこなった板橋区ホタル生態環境館でのホタル生息数調査で、2万匹以上いるはずのホタルの幼虫が2匹しか確認できなかったのは、調査方法がズサンであったため、「『見つけられなかった』のだと、私たちは考えています」といいます。 ・・・ ホタル館では、実際にホタル飼育をおこなわず、夏の公開にあわせホタルを外部から持ち込んでいたのではないか？という疑惑がもたれています。
6/7 甲 2-3	Twitter	被告	指導教授はホタルのせせらぎづくりをする会社を設立し、阿部氏がその会社に利益供与していました RT @konamih: 阿部宣男氏の博士論文を下敷きにした著書はヤフオクで100円ぐらいで買って読んでみたけど、あまりのひどさに、こんな人と自分が同じ理学博士なのかとがっかり来たもんだ。
6/7 甲 2-3	Twitter	被告	苦節4カ月。やっと「しんぶん赤旗」(首都圏版)がとりあげてくれた板橋区のホタル飼育偽装疑惑。 http://fb.me/1xLKIB1Xh
6/11 甲 3-7	ブログ	被告	板橋区 ホタルの闇 (10) 区長からの答弁 Q では、どうやって孵化幼虫を大きく育てることができるのか？飼育技術上、いちばん難しいところだからこそ、しっかり説明できなければなりません。見解をお示してください。 これらの疑問に回答しないままでは2万匹の飼育を真実として受け止めることができません。 飼育担当元職員は疑問に答えることなく退職届を出し、その後免職されました。

			<p>飼育の実際の業務を委託されていた「むし企画」は、委託金1400万円の使途も、従業員の人数・氏名も明かにしていません。</p> <p>彼らの態度が、飼育偽装の疑惑をいっそう濃いものにしています。</p> <p>...ここで疑問となるのは、元職員が神社側に利益供与したとしても、なぜわざわざ鎌倉のホテルを板橋に運び、また鎌倉に戻す必要があったのか？ ということです。</p> <p>私が5月13日に神社の担当者に電話で確認したところ、「公表していないことだが、神社が民間のホテル業者に発注したホテルを、板橋のホテル館で雄雌のつがいに分ける作業をしてもらった」と話してくれました。</p> <p>重大なのは、これが事実とすれば、たとえ誰が発注したものであれ、ホテル館と外部のホテル業者との接点があり、持ち込みも可能であったということです。</p> <p>...懲戒免職された元職員は、これまでも多くのウソを言ってきました。</p> <p>クロマルハナバチのフェロモンに抗菌作用があり、ホテルと共生関係があるとの話には、何の学術的根拠もありません。</p> <p>ホテルのせせらぎの特許使用料については、免除規定がないのに「免除できる」などと偽り、勝手に契約しています。</p> <p>...これほどの虚言を繰り返してきた人物が、ホテル飼育についてはホントなどとは疑わしいは当然であり、だからこそ、徹底的に調査をつくすべきです。</p>
7/11 甲 2-2	Twitter	被告	<p>産経新聞が板橋区ホテル館での生息数について報道。「同館で飼育に関わったボランティアらは、区の調査がずさんだったと指摘している」と書くが、そのボランティアが何者かが問題。なかにはマルハナバチの販売やホテルせせらぎで利益をあげていた...</p>

			http://fb.me/6AJ8Wfcb
7/19 甲 1-26	Facebook	被告	私は、最初からホタル館のせせらぎでは人工飼育していなかったという立場ですので、「殺された」と主張している人たちが立証すべきことだと思います。現時点で明らかになっている事実は、2万匹を成虫にするような飼育実態はなかったことを示唆しています。
7/19 甲 1-26～	同上	被告	浅学さん、私はホタル館以外の別の場所で飼育されたホタルが持ち込まれたことを疑っているのです。阿部氏は、外部のホタルを預かり飼育していたことを認めており、外部からの持ち込みをおこなうことは不可能ではありませんでした。外部からの持ち込みであれば、浅学さんの推定は無用です。
7/19 甲 1-27	同上	被告	責任は2万匹と虚偽の報告をしてきた飼育担当者の阿部宣男氏にあります。
7/30 甲 1-19	同上	被告	あす夜、ホタル生態環境館を閉館することについての住民説明会があります。 まだ飼育偽装の問題を解決していないままの閉館は「疑惑かくし」にもなってしまうので、閉館するまでに事実説明をしてほしいと思っています。
7/31 甲 1-18	同上	被告	6万匹とか20万匹の成虫化がいかにも途方もないことか！ ホタル館ははじめからウソにまみれている。
8/1 甲 1-19	同上	被告	ドクター阿部の責任は重大です。
8/5 甲 1-17	同上	被告	8月19日の板橋区議会区民環境委員会では、ホタル生態環境館についての陳情が審議されます。1月27日に区環境課が行なった生息数調査の是非が争点になっています。「1月のホタル幼虫の体長は5ミリ～8ミリの個体がほとんどで、調査時に見逃された」という人もいるのですが、私は、その主張は疑わしいと思っています。元飼育担当職員が撮影し、自身のブログにアップした1月上旬時の写真をみると、5ミリの幼虫の体形とは違うからです。
8/19	同上	被告	ウソにもとづいた飼育技術など継承に値しないし、ウソで塗り固めら

甲 1-10			れたホテル館を存続させるわけにもいかない。
9/5 甲 1-5	同上	被告	<p>松崎 いたる 9月5日</p> <p>TBSのNスタ。板橋区のホテル館問題を報道していたが、元飼育担当職員（「館長」ではない）が登場し、「20万匹飼育していたというのはウソ。予算獲得のために上司に言われていた」と証言していることにびっくり。なんで今さら、そんないいわけをいうのか。20万匹はウソだが2万匹はホントという信ぴょう性も根拠もないではないか！ もはやウソつきの証言だけでは信用できない。</p> <p>...</p> <p>仮に指示されたとしても阿部宣男氏が区民にウソをつき続けてきた事実は変わらない。2万匹という最近の羽化数も異常な数字です。</p> <p>...</p> <p>区民を欺いていた阿部宣男氏を信用することはできませんし、彼を擁護することもできません。「2万匹」についても、その根拠が阿部宣男氏からの報告だけの状態では信用できません。</p>
9/6 甲 1-3	同上	被告	<p>飼育事業の当初からウソがあり、それを隠しつづけてきたことが明らかになった。区民を騙し税金を支出させてきた施設を存続させること自体が問題ではないか、と思います。</p>

【不正に類する事実指摘による名誉毀損】

投稿日時・甲 号証の箇所	SNS、インターネットブログ上の記事内の記述（※本文中の「...」は、途中省略の意で、原告代理人が記載した。）		
	手段	投稿者	本文
4/4 甲 1-104	Facebook	被告	<p>板橋区を懲戒免職されたホテル博士・阿部宣男さんが、「処分は不当」と訴えた記者会見でマスコミに配布した資料を見て驚きました。これでは、「無実の証拠」どころか「犯罪の証拠」です。能登町の公社との契約に「板橋区ホテル生態環境館館長」として捺印していますが、「館長」は単なる通称にすぎず、板橋区にはホテル館「館長」というポストは存在しません。また阿部さんには板橋区を代表して他</p>

			団体と契約できる権限はありません。館長でもないのに「館長」と偽って契約したのはまるで、詐欺です。
4/4 甲 1-105	Facebook	被告	営利企業への便宜について、当時の議会と説明されていない事実が、きのうの阿部さんの資料で明らかになりました。
4/15 甲 2-9	Twitter	被告	区議会企画総務委員会が終わりました。板橋区ホテル生態環境館の担当職員・ホテル博士の懲戒免職処分について質疑。私は詐欺、公文書偽造、収賄などの疑いについても調査を継続することを要請しました。
4/19 甲 1-89	Facebook	被告	「区民をだまし、特定業者に便宜供与し、不正を行った公務員は弱者ではありません」
5/15 甲 1-54	Facebook	被告	板橋区ホテル生態環境館（旧・ホテル飼育施設）の元飼育職員（ホテル博士）がかかわった他団体のホテル再生事業など。いずれも板橋区は公認しておらず、元職員の独断によるもの。
6/9 甲 1-35	Facebook	被告	板橋区の下職員の阿部宜男さんが、懲戒免職処分を不服として区長を提訴しました。元職員の会見を報じた新聞には「訴状では『区の決定を受けずに業者とクロマルハナバチの飼育で業務提携した』とする区の処分理由について、この業者の設立は2010年夏で、阿部さんが業者と契約書を結んだと区が説明する09年7月にはこの業者は存在しない、などと主張した」（朝日新聞6月6日）と書かれています。しかし、09（平成21）年7月の契約書は、阿部さんが示したもので、阿部さんも3月の会見でマスコミに配布した資料です。「09年7月に業者は存在しない」というなら、阿部さんが能登町を欺き、契約書の日付を偽装したことも疑われます。もともと、この業者には法人として実態がないので、設立日などは、どうにでも主張できます。

以上